

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和4年11月29日（火曜日）
午前10時00分開会 午後2時36分閉会
場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項及び報告事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部及び議会事務局関係
 - (4) 市民生活部関係
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（6名）

委員長 吉田 千鶴子
副委員長 篠塚 昌毅
委 員 久松 猛
委 員 海老原 一郎
委 員 今野 貴子
委 員 島岡 宏明

欠席委員（1名）

委 員 吉田 博史

説明のため出席した者（23名）

市長公室長	川村 正明
総務部長	羽生 元幸
市民生活部長	真家 達成
消防長	鈴木 和徳
議会事務局長	塚本 隆行
消防次長	檜山 保明
政策企画課長	佐々木 啓
行革デジタル推進課長	元川 宏
財政課長	山口 正通

総務課長	平井	康裕
防災危機管理課長	皆藤	秀宏
人事課長	武井	衛
管財課長	秋山	太
課税課長	川上	勇二
市民活動課長	佐野	善則
生活安全課長	坂本	英宣
市民課長	羽成	信明
環境衛生課長	羽成	健之
教育総務課長	塚本	富美代
消防総務課長	磯山	公奉
予防課長	三上	健市
警防救急課長	本橋	一夫
議会事務局次長	天貝	健一

事務局職員出席者

主任 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○吉田（千）委員長 ただ今から、総務市民委員会を開会いたします。本日は吉田博史委員が欠席でございます。早速、消防本部の案件について、協議を行います。サイドボックスは、総務市民委員会、令和4年、11月29日開催のフォルダをお開きください。消防本部資料に基づきまして、資料①令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）（案）常備消防総務事業について、執行部より説明を願います。

○磯山消防総務課長 令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）（案）常備消防総務事業について、御説明いたします。1の補正理由でございますが、令和4年10月1日付新規採用職員4名に対し、制服及び防火衣等の給与品に係る需用費（消耗品費）について、当初予算に不足が生じるため、増額補正をお願いするものであります。2の歳出の補正額でございますが、第8款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、第10節需用費へ200万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。補正前の予算額は1,513万3,000円に対し、200万2,000円の増額補正となり、1,713万5,000円でございます。4の財源につきましては、一般財源をあて、200万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。消防総務課の説明は以上です。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。
（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料②令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）（案）常備消防警防救急事業について、説明を願います。

○本橋警防救急課長 令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）（案）警防救急事業について御説明いたします。1番補正の理由ですが、関東スチール株式会社から、救急活動支援を目的とした寄付を受けましたので、救急消耗品を購入するため補正するものです。2番補正額は、10節需用費で103万4,000円となり、補正後の予算額は674万4,000円となります。3番の財源でございますが、寄付金が100万円となります。先ほど御説明したとおり、関東スチール株式会社から、救急業務で使っていただきたい旨のお話があり、保健福祉部健康増進課に衛生費寄付金として歳入があったものを使用するものです。また、その他一般財源が3万4,000円となります。4番の整備品につきましては、救急消耗品のうち、使用頻度が高い除細動パッド、心電図電極、ディスプレイ、シューズカバーを購入いたします。警防救急課からは以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。
（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料③令和5年土浦市消防出初式について、説明を願います。

○本橋警防救急課長 令和5年土浦市消防出初式について、御説明いたします。1番の目的は、本市の消防力を公開することで、消防への理解と信頼を深めるとともに、火災予防の普及を図ることを目的として実施するものです。2番の期日は令和5年1月7日土曜日となります。会場及び進行につきましては、観閲式が8時30分からクラフトシ

ビックホール土浦の駐車場にて行い、式典が9時からクラフトシビックホール土浦の大ホールで行います。土浦市鳶職組合による木遣り歌と梯子乗りを10時45分から川口2丁目三帆広場で行い、つづきまして、消防車両での分列行進を11時15分に川口2丁目運動公園周回道路で、さらに一斉放水を11時55分霞ヶ浦を挟み、川口側、港町側に分かれまして行う予定となっております。4番といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策を講じ開催いたします。また、今後の感染状況により規模の縮小、中止する場合がありますので御了承お願いいたします。委員の皆様には、後日御案内をお送りいたしますので、御出席のほどよろしくをお願いいたします。警防救急課からは以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 そのほか、消防本部からございますか。

○鈴木消防長 ございません。

○吉田（千）委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 消防本部の皆様は、退席していただいて結構です。ありがとうございました。

（消防本部退席）

（市長公室入室）

○吉田（千）委員長 それでは、市長公室の案件について協議を行います。報告事項について、資料①3か年事業実施計画について、執行部より説明を願います。

○佐々木政策企画課長 政策企画課です。私からは、令和4年度3か年事業実施計画（令和5年度から令和7年度）について、御説明をさせていただきます。3ページを御覧いただきまして、1のはじめにでは、この実施計画策定の意義をお示しさせていただき、その下、2の第9次土浦市総合計画では、このページから11ページにかけまして、改めて、総合計画の全体概要などをまとめさせていただいたものでございます。恐れ入ります、少し飛びまして、12ページを御覧いただき、こちらでは、この実施計画策定に当たっての考え方などをまとめさせていただきました。まず、3の実施計画の対象事業でございますが、計画へ掲載する事業として、投資的経費に係るものや、政策的又は計画的に推進を必要とするものなど、六つまとめさせていただきました。その下、4の実施計画の策定に当たっての基本認識といたしまして、一つ目としては、第9次総合計画の達成に資する施策、事業であるといったことや、新規事業、継続事業、修繕事業などの考え方をお示しさせていただきました。13ページを御覧いただきまして、こちらからが、実施計画となります。まず、1の主要事業でございますが、19事業をお示しさせていただきました。主なものといたしましては、一つ目、令和5年度の開園に向けて整備を進めております認定こども園土浦幼稚園整備事業でございます。二つ飛びまして、今年度も、神立小の屋内運動場や第四中学校の校舎等の長寿命化工事を進めておりますが、引き続き、全体計画にもとづき、年次計画で進める小中学校長寿命化改良事業で

ございます。二つ飛びまして、令和7年度が100回目の記念大会となる花火大会事業でございます。三つ飛びまして、コミュニティバスについて、今年度は、右糸地区において実証運行を実施しており、来年度以降も、公共交通不便地域の解消に向けて、別エリアで実証運行を予定しております地域公共交通確保維持改善事業でございます。二つ飛びまして、スコアボードのLED化を予定しております川口運動公園野球場整備修繕事業でございます。その下、インターチェンジ周辺へ、民間事業者等の立地促進を図ることを目的として、現在進めておりますインターチェンジ周辺地区土地利用促進事業。1枚おめくりいただきまして、一番上の箱は、令和10年度の供用開始を目指して進めておりますスマートインターチェンジ設置検討事業でございます。15ページを御覧いただき、ここからは、四つのリーディングプロジェクトとなります。それぞれ、主だったものを御説明いたしますと、まず、リーディングプロジェクト1、子どもが夢と希望を持ち、生き生きと育つまちづくりでは、一つ目、子育て環境の充実といたしまして、令和2年度に策定した公立保育所民間活力導入実施計画に基づき、霞ヶ岡保育所の民間活力の導入を予定している公立保育所民間活力導入事業などがございます。17ページ、リーディングプロジェクト2、未来につなげる地域の宝を生かしたまちづくりでは、1の地域の宝を核とした魅力の創造でございますが、こちらでは、水郷筑波サイクリング環境整備事業や花火大会事業のほか、文化財の整備、利活用を目的とし、昨年度から2か年をかけて策定しております文化財保存活用地域計画のほか、この計画を踏まえ、今年度から2か年をかけて策定する歴史的風致維持向上計画推進事業などがございます。18ページ、リーディングプロジェクト3、暮らしやすさ、働きやすさが人を呼ぶまちづくりでは、1の暮らしの質の向上でございますが、来年度の完了を予定している神立駅西口地区土地区画整理事業や、先ほど御説明をいたしました地域公共交通確保維持改善事業のほか、常名虫掛線や田村沖宿線など主要幹線道路等の整備でございます。19ページ、リーディングプロジェクト4、安心な市民生活を支える災害に強いまちづくりでは、1の防災・減災対策の充実につきまして、市民の防災意識を高め、地域の連携や防災力を強化することを目的とした地域防災力強化事業や、老朽化した防災倉庫及び倉庫内の備蓄品を計画的に更新する防災拠点・防災設備整備事業などがございます。20ページ、こちらからは、市政全般を包括する八つの基本目標となります。それぞれ主な事業につきまして、御説明させていただきます。まず、基本目標1心豊かに住み続けることができるまちづくりでは、1の結婚・出産・子育ての切れ目ない支援の充実につきまして、今年度から、利便性の向上を目的として、1枚あたりのチケット料金を見直し実施しておりますマタニティタクシー利用助成事業や、新規事業となりますが、出産前や出産後に、家事や育児等の支援を行う産前・産後の家事ヘルパー派遣事業などがございます。22ページ、基本目標2、未来につなげる魅力あるまちづくりでは、このページの一番下、3歴史・芸術・文化のあふれるうらおいのあるまちづくりにつきまして、今年の7月から来年の12月まで閉館して空調設備等の改修を行っている博物館大規模改修事業に続き、令和6年から、こちらも休館して空調改修等を予定している上高津貝塚大規模改修事業でございます。24ページ、基本目標3、しごとを核とした活力のあ

るまちづくりにつきましては、25ページ、一番上の4持続可能な市内産業の振興につきまして、操業開始後3年間、固定資産税や都市計画税相当分を補填する企業立地奨励金や、今年度から、補助対象や補助金額を拡充いたしました企業立地促進補助金など、企業誘致促進事業でございます。26ページ、基本目標4、全ての市民が安心して暮らせるまちづくりにつきましては、27ページ、5激甚化する水害に対応するまちづくりにつきまして、雨水浸水や道路冠水など浸水被害の解消を目的として計画的に進めております公共下水道雨水排水整備事業などでございます。28ページ、基本目標5、多様性を認め合い、包容力を育むまちづくりといたしましては、2の思いやり、理解し合う男女共同参画社会の構築につきまして、昨年度から開始いたしました女性の専門職資格取得等支援事業など男女共同参画推進事業のほか、今年度からスタートした社会的に孤立し、困難を抱えている女性に対し、きめ細かい支援を行う、女性のための寄り添い支援事業でございます。29ページ、基本目標6、ふれあいとあたたかさにあふれる福祉のまちづくりにつきましては、一番下、3誰もが安心して暮らすことができる医療体制・社会保障制度の充実といたしまして、公的医療機関であります協同病院に対する支援や、基幹病院である霞ヶ浦医療センターの体制強化事業となります医療体制強化事業でございます。31ページ、基本目標7、未来につなげる環境にやさしいまちづくりでございますが、32ページの4の人と自然にやさしい水循環の維持・改善につきまして、公共下水道（汚水）の未整備箇所の整備や、水道の老朽管更新事業などでございます。33ページ、基本目標8、効率的な行財政運営による持続可能なまちづくりにつきましては、34ページ一番下、6持続可能な財政運営・公共施設マネジメントの推進につきまして、これまで以上の寄付を目指して取り組んでいるふるさと土浦応援寄付事業のほか、公共施設等総合管理計画の縮減目標を達成するために、今年度は、先行して10施設の配置方針の検討を進めておりますが、引き続き、残りの178施設の方針を検討する公共施設再編計画策定事業でございます。説明は以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

○今野委員 28ページ、思いやり、理解し合う男女共同参画社会の構築の項目において、女性のための寄り添い支援事業で、社会的に孤立し、困難を抱えているという表現があったと思うんですが、具体的に対象になる方たちというのは、市はどのように把握して支援を行うんでしょうか。

○佐々木政策企画課長 この事業につきましては、今年度からNPO法人に委託いたしまして、9月から実施しているものでございます。困難や不安を抱えている女性に対して、手を差し伸べるといった意味で、手の差し伸べ方もLINEですとか、メール、出張サービスと対面式という形で実施している事業でございます。相談件数も、対面方式で9月は7件、10月は12件と、また、電話相談も10件を超えているような状況で、始まったばかりではございますけれども、実績もある程度出てきているという事業でございます。以上でございます。

○今野委員 それは、NPO法人がネットなどを使って情報を発信したりしているということですか。それを見た女性が助けて欲しいなということで、それに返信してという

流れなんですか。

○佐々木政策企画課長 この事業の特徴的な部分は、相談時間も午後8時まで、夜もやっているということで、また、LINEやメールは当然休みの日もできるということでそういった部分も特徴的な部分でございます。今野委員が今おっしゃったとおり、これを見て、悩んでいる女性の方が様々なツールで相談ができると、そういった仕組みになってございます。以上でございます。

○今野委員 様々なツールで相談できるというのは、非常によろしいと思いますが、社会的に孤立していたり、そのような状況にいらっしゃる方はそこまでたどり着けない方もいらっしゃるということが想像できますので、そういう方たちにもどのように情報を届けるのかという点についても、今後検討していただければと思います。

○佐々木政策企画課長 今年度から始めた事業ですので、状況を見ながら、改良、改善していければと思っております。以上でございます。

○久松委員 花火大会ですけれども、来年度100回を迎えるということで、何か100回目の記念事業のようなものを考えているんですか。

○佐々木政策企画課長 担当課の方でも検討しているところでございます。予算もある程度とってやりたいということで、例えば、夏にプレをやってみてはどうかとか、今検討を進めているという状況で、まだ具体的な話は至っておりませんが、何かしらプラスアルファでやっていきたいと考えております。以上でございます。

○久松委員 議会に報告できる時期というのは、いつ頃の話なのか。

○佐々木政策企画課長 令和7年度の事業になりますので、1年前位にお示しできるのかなというふうに感じているところでございます。

○海老原委員 今年は91回だったよね。100回というのは9年後じゃないの。

○佐々木政策企画課長 大正14年から続くということで、100年ということで、100周年を迎えるということで、100回ではなく、100周年でございます。

○久松委員 マタニティタクシーの利用料金助成なんですけど、改定する予定はありますか。

○佐々木政策企画課長 昨年度までは1枚740円のタクシー利用券を14枚配布していたところですが、今年度から1枚500円のタクシー利用券を20枚配布してございます。今年度見直したところでもございまして、実績も上がってきております。昨年度交付が853人、申請が391人に対して、今年度は交付414人に対して、275人申請が上がってきていると。この状況から料金改定の効果もうかがえるのではないかと感じているところでございます。以上でございます。

○島岡委員 19ページは防災倉庫の件もやったんだっけ。

○佐々木政策企画課長 19ページ、防災倉庫の備蓄品などがございます。

○島岡委員 私も地元で防災担当をやった時期に防災倉庫を作った気がいたしまして、もう20年になるかなという感じがするんですね。相当傷んできているし、備蓄品に関しても、例えばガソリンの発電機などは使用していないとキャブレターが錆びてしまって使えなくなってしまうりするんですけど、東日本大震災の時に本当に防災倉庫が機

能したのかなと思うと、結構使ってなかったような気がして。存在価値といったら言い過ぎかもしれませんが、本当に有効利用されているのかというのが少し疑問なところがあって、倉庫の内容物に関して、どのように有効活用するのかよく考えていただければいいなと思います。

○佐々木政策企画課長 防災倉庫は市内に29か所ございます。最初に自主防災組織を立ち上げた際に、75万円という助成をしております。そちらである程度揃えていただいているような状況でございます。20年経過したということで、市のほうといたしましては、毎年2基ずつ更新しているということで、中身についてはお任せのところがございますので、島岡委員からの御意見を担当課におつなぎしたいと思います。以上でございます。

○島岡委員 実際に防災倉庫に入っているものを全部出して、確認して点検したりしているんですけど。本当にエンジンがかからなかったりするので。点検等をやっている所はいいんですが、やっていない所はもっとひどい状況になっているのではないかと思いますので、そのようなことを無くすために、例えば、各地区の公民館に併設するとか。単独で置いておくだけでは、なかなか利用価値が少なくなるんじゃないかと思います。

○佐々木政策企画課長 現場の声を防災危機管理課の方にお伝えさせていただければと思っております。御意見ありがとうございます。

○篠塚副委員長 3か年事業実施で、令和5年度に終了する事業が、認定こども園つちうら幼稚園整備事業と神立駅西口地区土地区画整理事業、そして都市計画マスタープラン策定（見直し）事業・立地適正化計画策定（見直し）事業なんですが、二つの施設は工事完了ということで分かるんですけども、都市計画マスタープラン策定（見直し）事業・立地適正化計画策定（見直し）事業についてのスケジュール等が決まっていれば教えていただければと思います。

○佐々木政策企画課長 都市計画マスタープラン策定（見直し）事業・立地適正化計画策定（見直し）事業については、前回の平成26年に都市計画マスタープラン、平成29年に立地適正化計画を策定いたしました。これは、中長期的な計画ということで、期間が令和15年までになっていると。その中間の見直しということで、昨年度と今年度の2か年かけて、こちらを見直していると。そういった状況でございます。以上でございます。

○篠塚副委員長 具体的な見直しの案は、できあがっているのでしょうか。それがいつ頃議会に示されるのか。令和5年度に見直しを提案して進めていくのだと思いますが、具体的な内容やパブリックコメントの時期などスケジュールが決まっていたら次回の委員会で結構ですので、ありましたらお示ししていただきたいと思います。

○佐々木政策企画課長 計画でございますので、パブリックコメントはかけると思うんですけども、2か年の計画になっておりますので、上半期で1回かけるのか、もしくは最終年5年度にかけるのか、それは確認しまして改めて御報告させていただければと思います。以上でございます。

○久松委員 神立西口の区画整理事業ですけども、これは来年度完了の事業というこ

とで理解してよろしいのでしょうか。

○佐々木政策企画課長 何度か延期してございますけれども、来年度完了いたします。以上でございます。

○今野委員 31ページ、SDGs・脱炭素に向けた環境活動の推進で、この事業とは少し関係ないんですけれども、脱炭素で一番効率が高いのはやはり企業排出とかそういうのがかなりあると思うんですけれども、今、土浦市は、土浦市内にある大手企業と脱炭素に向けての話し合いや、こういうやり方をしていきたいと思いますとかそういうことは何かやっているんですか。

○佐々木政策企画課長 東部ガスと先日協定を結んだところでございます。また、市内の事業者との話し合いの部分については、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど確認して、お示ししたいと思います。

○今野委員 よろしく願いいたします。

○海老原委員 公共施設の再編・再配置計画は今年度策定するんだよね。それは、来年度の3か年計画に反映されるのかな。

○佐々木政策企画課長 ある程度決まり次第、反映していくような話になると思います。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料②長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方について、説明を願います。

○山口財政課長 財政課でございます。令和4年度長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方について説明をさせていただきます。長期財政見通しにつきましては、平成25年度から、先ほど説明がありました事業実施計画を踏まえまして、策定し、公表しているものでございます。3ページをお願いいたします。1の長期財政見通しの前提条件でございます。まず、策定の目的でございますが、1番の長期財政見通しの策定にございまして、本市におきましては、現在、本年度を初年度とする第9次総合計画のもと、「夢のある、元気のある土浦」の実現に向けて、新たな取組が進められているところでございます。しかしながら本市の財政状況は、近年重点的・集中的に取り組んできた公共施設整備に伴う維持管理費や公債費の増のほか、急速な高齢化の進展などに伴う社会保障関係費等の増、老朽化した公共施設やインフラの改修・更新への対応などによります財政構造の硬直化などに加えまして、燃料価格・物価高騰の影響など、様々な財政的課題を抱えているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した市税は、回復傾向にはあるものの、コロナ以前の水準には戻っていないのが現状でありまして、今後、社会経済活動の回復が期待されておりますが、財政状況が早期に好転することは期待できない状況にございます。このような中、持続可能な行政運営の指針とするため、3か年事業実施計画の策定に合わせまして、長期的な展望に立った財政見通しを策定するものでございます。なお、本財政見通しの対象は一般会計、期間は令和5年度から令和14年度までの10年間としております。4番の策定に当たっての前提条件でございますが、基本条件の丸の一つ目、令和4年度の当初予算を基礎と

して、3か年事業実施計画や現行制度を踏まえて策定しております。二つ目、維持補修費につきましては、突発的に生じる修繕などがあることから、3か年事業実施計画に年間5億円を加算して見込んでおります。三つ目が、前回までの推計と異なっているところでございますが、これまでの長期財政見通しでは、前年度からの繰越金を見込んでおりませんでした。今回から毎年5億円の繰越金を見込んでいただいております。四つ目、3か年事業実施計画は、令和7年度までの計画であることから、令和8年度以降の投資的経費を、公共施設等総合管理計画をもとに、年間45.3億円に平準化いたしまして、事業費を見込んでおります。また、人口推計につきましては、第2期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの推計値をもとにしており、これを市税や扶助費等の試算に反映させております。4ページをお願いいたします。5番の歳入と歳出の推計方法につきましては、主だったもののみ説明させていただきます。まず、歳入の市税につきましては、税目ごとの平均の伸び率と年齢別人口推計を考慮して算出するとともに、固定資産税については、3年ごとの評価替えを加味しております。地方交付税につきましては、市税や公債費の動向に連動して増減を見込んでおり、国県支出金につきましては、令和4年度予算を基礎として、対象事業の今後の状況を個別分析し、伸び率等を勘案して算出しております。市債につきましては、臨時財政対策債は、近年の推移、その他の市債は3か年事業実施計画に基づき算定、その他では、先ほど説明いたしましたように、今回から繰越金を見込んでおります。つぎに、歳出につきましては、まず、人件費は、段階的な定年引き上げを加味して算出。扶助費は、各事業の伸び率や年齢別の人口推計を勘案して算出。公債費は、借り入れ条件を設定して償還額を算出。投資的経費は、令和5年度から令和7年度までは3か年事業実施計画に基づく事業費、令和8年度以降は公共施設等総合管理計画を踏まえて算出しております。5ページをお願いいたします。表の1主要事業一覧は、先ほど説明のありました3か年事業実施計画に位置付けられた主要事業でございます。6ページ、7ページをお願いいたします。長期財政見通し総括表でございます。一つ目の表の長期財政収支でございますが、縦に、科目ごとの歳入と歳出額、歳入から歳出を差し引いた額、基金の繰入額。横に、令和4年度から令和14年度までの年度ごとの額、合計が記載されております。歳入と歳出の見通しにつきましては、8ページ、9ページのⅢ、長期財政見通しの概要で説明させていただきます。8ページをお願いいたします。まず、歳入の見通しでございます。中ほどの棒グラフと、その下の解説を御覧ください。歳入総額につきましては、令和5年度以降530億円から550億円台で推移する見込みです。ほぼ一貫して増加が見込まれる理由といたしましては、まず、コロナ禍で落ち込んだ市税総額が緩やかに回復し、220億円から230億円台で推移すると見込んでいること。また、国県支出金におきまして、扶助費の増や施設の長寿命化、改修・更新が増加することに伴い、その財源として国県支出金の増加を見込んでいること、この二つが大きな要因となっております。9ページをお願いいたします。歳出の見通しです。歳出は、大規模な公共施設整備が一旦終了したことで、令和3年度の当初予算では500億円を下回りましたが、人件費、扶助費、公債費の増加や、老朽化した公共施設等への対応などの投資的経費の大幅な増加等により、今後は

540億円から560億円台程度で推移する見込みです。人件費は、段階的な定年延長により緩やかに増加、扶助費は、生活保護費やサービス利用者の増加に伴う障害者福祉費、子ども・子育て支援事業の充実に伴う児童福祉費など、右肩上がり増加し、令和14年度には本年度と比べ約27億円増加すると見込まれております。公債費は令和5年度をピークにその後60億円程度で推移、繰出金は、おおむね横ばい推移したのち、下水道ストックマネジメント事業に伴う公債費の増等により、徐々に増加する見込みです。投資的経費は、令和5年度から令和7年度は3か年事業実施計画の額、それ以降は、公共施設等 総合管理計画を踏まえまして、公共施設・インフラ施設の改修、更新費用を平準化した額に経常的経費を加算した額としております。6ページ、7ページにお戻りください。ただ今説明いたしました、歳入と歳出の推計が1番の長期財政収支の表となっております。表の下から三行目の赤い枠で囲われている部分が、歳入から歳出を差し引いた額となりまして、黒三角は、当初予算における財源不足を表しております。令和5年度では約23.1億円の財源不足が生じまして、その後毎年6.4億円から13.2億円が不足し、一番右側、計の欄にありますように、今後10年間で約118億円の収支不足が見込まれます。この歳入から歳出を差し引いた収支不足を、基金からの繰入で補てんしてまいりますと、2番の表の年度末基金残高の見込にありますように、財政調整基金と市債管理基金を合わせた一般財源基金は、令和14年度には枯渇し、特定目的金を含めた基金全体でも令和4年度の143億円から令和14年度には約25億円まで減少することが想定されます。基金残高の減少は、災害や景気変動などへの不測の事態への対応に影響を及ぼしかねず、また、健全な財政運営も確保できなくなることから、今後、基金の増減について注視してまいりたいと思っております。つづきまして、その下の3番は、年度末地方債残高の見込みでございます。地方債残高は、大規模事業を実施したことなどにより、平成29年度に全会計合わせて1,024億円とピークを迎えましたが、今後は、借入額より返済額のほうが大きいことから、年々減少していき、令和14年度には、約700億円程度まで減少すると見込んでおります。しかしながら、他団体と比較可能な普通会計における地方債残高は、県内他市と比較すると約1.9倍、類似団体と比較すると約2.1倍となっております。順位としては県内ではワースト2位、類似団体ではワースト3位となっていることから、将来世代の過度な負担とならないよう、効果的な活用を図らなければならないと考えております。ページ進みまして、10ページから11ページは、ただ今説明いたしました、年度末の基金残高及び地方債残高の見通しの推移をグラフ化したものです。つづきまして、12ページをお願いいたします。最後に、持続可能な財政運営についてでございます。1番、今後の長期財政運営の基本的な考え方といたしましては、これまで説明してきましたように、令和14年度までの累積収支不足は約118億円、基金全体の残高は令和14年度で24億円程度、一般財源基金は枯渇すると見込まれております。近年、決算剰余金を活用して市債の繰上償還、基金への積立を実施してきたこともあり、地方債残高は減少、基金は増加し、ある程度の財政力は維持しているとも言えますが、令和5年度予算は、これから予算編成作業入り、精査をしていくこととなりますけれども、現時点で23億円程度の財源不

足が生じており、一般財源基金を大きく取り崩すことが想定されておりますことから、引き続き、適正な行財政運営に取り組んでいく必要がございます。また、新型コロナウイルス感染症や激甚化する災害への対応など、大規模な財政出動も想定されることから、今後、持続可能な財政運営を図っていくため、まず、歳入の確保と適正化においては、①人口維持、産業育成など税源増加のための施策の推進、②収納率の向上と未収債権の回収促進、③売却、貸付、広告掲載など保有資産の有効活用、④特別会計を含む使用料、手数料等の適正化、⑤国・県補助金等の活用による特定財源の確保、⑥一般財源基金の確保。歳出の抑制と適正化といたしましては、①公共施設マネジメントの推進、②大胆な事業のスクラップによる予算配分の重点化、③計画的かつ厳格な選択と集中による事業の重点化、④行政コスト（人件費、資本費を含めたトータルコスト）などによる費用対効果の検証、⑤デジタル化の推進。このような歳入歳出の適正化に取り組み、持続可能な財政運営を目指してまいりたいと思っておりますので、引き続き、皆様の御理解・御協力をお願いいたします。説明は、以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

○篠塚副委員長 繰越金の合計を予算化したというのは、初めてなんですけれども、要は考え方として、5億円以上を繰越ししないと、赤字だと。単純に言うとな。それ以上の繰越しがあるから、財政調整基金に積み立てたりしているんですけれども。そうすると、歳出の部分でどこかを抑制していかなければいけないということから見ていくと、やはりこれは物件費なのか、投資的経費なのか、その辺もだいぶ絞っていかなければならないと思いますので、令和5年度の予算にもその辺は反映をして、かなり厳しく見積もりをしていると思うんですが。この5億円を入れなければいけなかったのは、分かるんですけれども、それを踏まえてどのように運営をしていくか、考えをお聞かせいただきたいと思うんですが。投資的経費を削減していくのか、どこを削っていかなければいけないのかというのは、どのように感じているのでしょうか。

○山口財政課長 繰越金についての考え方、それから投資的経費についての御質問がありました。まず、これまで繰越金については、長期財政見通しあるいは予算の中で、繰越金を見込んではいませんでした。長期財政見通しに繰越金を見込まなかった理由といたしましては、長期財政見通しは当初予算を基礎として算定しているため、当初予算に入っていない繰越金を見込んでこなかったというのが、実情でございます。ただ、実質収支というものは、必ず出るので、こちらを見込まないと将来推計に影響が出るということで、初めて繰越金を見込ませていただいたということでございます。ただ、来年度の予算に関しましては、繰越金を見込むか見込まないかについては、これから予算編成がありますので、その中の財源不足等を勘案して、検討してまいりたいと思っております。それから、投資的経費、物件費について、絞り込むようなお話もございました。政策経費の予算要求はこれから始まる場所でございます。事業実施計画の中での財源不足が23億円程度と見込まれておまして、要求があると、これから膨らんだり、減ったりという増減がございます。歳入の見込みについても、これから精査をしてまいりますので、ここからやはり増減をしてまいりますので、23億円が必ず不足するというも

のではございませんけれども、収支不足が出そうであるということは覚悟をして臨んでいかなければならないと、査定の方に臨んでいかなければならないと思っておりますので、物件費、それから投資的経費に集中的に削減をかけていくというよりは、必要な事業にはある程度の予算をつけて、事業によっては、ある程度予算を削減していったり、絞り込んでいかなければならない。それによって収支不足をある程度解消していかないと、来年度予算を組むことが非常に難しくなっていくと。ある程度の基金を取崩さなければならぬというふうに現在のところは考えているところでございます。以上でございます。

○篠塚副委員長 実質収支に合わせて繰越金を入れたということは、かなり長期財政見通しが今までよりも厳しくなっていますよということですよ、5億円が足りない。総予算の1パーセント弱を切るくらいの額が、もう足らなくなってくるので、今出ている長期財政フレームが本当に現実的になってきましたよという理解でよろしいんですね。

○山口財政課長 副委員長がおっしゃられていたように、実質収支を見込まないと、必ず実質収支は出てくるものですので、令和3年度の実質収支は29億円程度ございました。ただ、これは特異な例で、国からの補助金がかなり入ってきておりまして、返還金はそのうち10億円程度あるということで、平準化すると大体12、13億円程度は繰越金が出ているということでございます。これを見込んでおかないと、後からその12、13億円が歳入として入ってくるということもございますので、これを見込んでおかないと先ほど申し上げましたように、長期財政見通しが大きく狂ってしまおうと。今まで見込んでいなかったと。副委員長がおっしゃられたように、いよいよ財政的に厳しくなってきた部分もございまして、これまで枯渇しますよと言ってきましたけれども、実際には枯渇してこなかったというのは、先ほど申し上げました実質収支を見なかったからでありまして、今回それを見込んで、基金の方がある程度減っていくことが想定されているということでございますので、今後の財政運営は少し厳しくなるのかなと財政課では考えております。以上でございます。

○島岡委員 出を制して入るを凶ると言いますか、出ていくものに関しては一生懸命切り詰めながらやるということはもちろんですけれども、入ってくる部分に関して、例えば1年の計は米を植えろと、10年の計は木を植えろと昔の人は言ったわけですが、そういう長期的な収入の見通しというのに対して、そのように具体的なものがあるかというのを考えていく必要があるのかなと。なかなか私たちみたいに民間であればそういうのは簡単というわけではないですが、できるものですが、そういった長期的な10年の計、20年の計、100年の計に対して、どのような収入の見通しを持っていくかということについて、どのように考えていらっしゃるんでしょうかね。

○山口財政課長 長期的な収入についてのお話だと思います。長期的には、人口が土浦市でも減少が見込まれているということで、まち・ひと・しごとの人口推計でも見込まれております。人口が減ってきますと、税収入等も落ちてくるということもございまして、今力を入れているのが、12ページの歳入の確保と適正化の中にございます、人口維持、産業育成等を税源増加のための施策の推進ということで、企業誘致ですとか、移

住定住人口の増加を図るための施策というものを今一生懸命うっているところであると理解しております、そういった企業誘致があれば、固定資産税ですとかそこで働く方の雇用が生まれて税金が入ってくるというような好循環が生み出せますので、必ずうまくいくとは言えませんが、長期的にはそういったものにも力を入れていかなければならないと。短期的には、これまで収入としてやってこなかったネーミングライツなどにも取り組んできましたし、ふるさと納税にも取り組んできました。そういったもので収入を増やしていかなければならないと思っております。ただ、なかなか厳しい状況であることに変わりはないと思っております。以上です。

○島岡委員 今、財政課長がおっしゃったように、短期的にはネーミングライツとかふるさと納税とかいろいろあると思うんですけども、やっぱり本当に長期的に人を増やしていくためには、1家庭で2人、3人、4人と子供を多く産んでいただくというのをやっている国が、出生率がすごく伸びていると、世界的に。そういうデータが出ているんですよね。ですから、それに対して、土浦市も何らかの、3人目に100万円を支給するとかいろいろ話もありますが、まずはそういったものには賛成で、100年の計を見ると、そのくらいやっておいてもいいのかなという考えがありますね。

○山口財政課長 島岡委員がおっしゃられたように、合計特殊出生率、土浦市はなかなか上がってこない現状がございますので、これからどういった施策があるのかということ調査研究してまいりたいと思っております。

○海老原委員 5ページのスマートインターチェンジ整備事業。これについては、今日ではなくていいんですけども、後日の委員会の時に詳細な資料の提出はできますか。

○山口財政課長 次回の委員会までに、出せる資料のほうは用意させていただきたいと思えます。

○吉田(千)委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 ここで、暫時休憩といたします。11時15分から再開といたします。

(休憩 午前11時15分)

(再開 午前11時15分)

○吉田(千)委員長 総務市民委員会を再開いたします。つぎに、資料③土浦協同病院附属真鍋診療所の移転について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 土浦協同病院附属真鍋診療所の移転につきまして、御報告させていただきます。土浦協同病院附属真鍋診療所につきましては、現在、暫定的に旧健康管理センター1階において、一般内科、神経内科及び小児科の診療を行っているところでございますが、先般、土浦協同病院を運営する茨城県厚生農業協同組合連合会から、現厚生連研修センター1階へ移転する旨の連絡がありましたので御報告いたします。

2の予定を御覧いただきまして、改修工事につきましては、来年の4月末までに完成するとのことで、その後、徐々に、機器などを移動いたしまして、7月3日から新診療所で診療ができるよう、準備を進めているとのことでございます。なお、現在の診療所に

つきましては、6月30日金曜日までは、今までどおり診療するとのことです。ちなみに、新診療所での診療科目は、現在と同じ一般内科、神経内科及び小児科の三つとなるとのことですが、今年の11月7日に、旧救急センターにおいて開院した土浦リハビリテーション病院へ診療科目を確認したところ、現在は曜日が限られ、事前予約を必要とする診療科目もあるものの、内科、泌尿器科、小児神経科、リハビリテーション科、整形外科の五つの診療が可能とのこととございます。説明につきましては以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料④本市オリジナルパトレイバーマンホールのデザインについて、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 政策企画課でございます。つづきまして、本市オリジナル・パトレイバーマンホールのデザインについて、御説明をさせていただきます。こちらのパトレイバーデザインのマンホールでございますが、先日の委員会でも進捗状況を御説明させていただき、原作者であるイラストレーターの方から、雰囲気は異なるといったことや、古臭いといった理由で、大きく修正の指示が出されていることを御報告させていただきました。今般、ようやく原作者監修のもと、4点のデザインが仕上がりましたので御報告いたします。こちらのデザインですが、キャラクターを、わざと頭を大きく、手足を短くといった低頭身化させることで、コミカルでルーズな雰囲気を加えたスーパーデフォルメといった手法を採用したデザインでございます。1990年代に、SDガンダムシリーズで一世を風靡し、現在も、ワンピースや鬼滅の刃などでも採用され、ミニキャラのフィギュアが大人気となっている状況でございます。このようなデザインマンホールを、来年の3月までには完成させ、市民の皆様へお披露目をしたのちに、速やかに配備できるよう、当時、原作者のもとで、パトレイバーのデザイン作成に携わっていたヒセキグラフィックスといったイラストレーターの方へ、急ピッチに残りの11点のデザインについても作成をお願いしているところでございます。総務市民委員会の皆様へは、作成され次第、その都度、タブレットでお知らせできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明につきましては、以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑤土浦市自転車のまちづくり構想（案）に係るパブリック・コメントの実施について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 政策企画課でございます。土浦市自転車のまちづくり構想（案）に係るパブリック・コメントの実施について、御報告させていただきます。タブレットでは、資料⑤のイ土浦市自転車のまちづくり構想の一部見直し（概要版）をお開き願います。パブリック・コメントの実施についての御説明の前に、まずは、今回の構想の見直しの概要につきまして、御説明をさせていただければと思います。1の計画見直しの背景・目的を御覧いただきまして、本市では、自転車を活用した地域の活性化などを図るため、令和元年度に、令和2年度から4年度までの3年間で計画期間とした自転車の

まちづくり構想を策定し、各施策に積極的に取り組んできたところです。結果、進捗状況でございますが、目標指標として掲げている自転車関連事故件数や放置自転車撤去台数など、目標を達成しているものもある一方で、自転車利用の普及促進施策であります健康増進を目的としたサイクリングイベントや企業向け自転車通勤セミナーなど、全く実施できていないものもあるといった状況です。このようなことから、今回の計画の見直しでございますが、昨今の自転車利用を取り巻く社会経済情勢などの変化といったものに的確に対応しつつ、引き続き、長期的な視点に立って取り組むといった考えのもと、国や県の動向などを踏まえ、構想の一部を見直した上で、四つの目標などは、現計画を踏襲させていただきたいと考えております。その下2番では、先月の18日から今月の6日にかけて、市民の生活面における自転車利用とサイクルツーリズムの現状を把握するために、2種類のアンケート調査を実施いたしました。その結果をまとめたものがございます。資料右側の3番では、現在、国や県と連携しながら自転車通行空間の整備を進めておりますが、改めてネットワーク計画の概要をまとめさせていただいたものがございます。資料を1枚おめくりいただきまして、2枚目を御覧いただきまして、4番といたしまして、目標、施策などで、今回変更をした部分を赤字でお示しさせていただきました。特徴的な部分といたしましては、目標1の施策2におきまして、国の新たな自転車活用推進計画を踏まえ、損害賠償責任保険への加入促進についての文言を追記するとともに、法改正に伴い、本年4月から、全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用の努力義務が課せられたことから、そちらの広報・啓発について追記したところです。また、四つ全ての目標に対しまして、SDGsのアイコンを掲載することで、SDGsと目標との関連性を明確化したことも、特徴的な部分かと思っております。以上、簡単ではありますが、自転車のまちづくり構想の見直しの概要でございます。その上で、恐れ入ります、タブレット一つお戻りいただきまして、資料⑤ア土浦市自転車のまちづくり構想（案）に係るパブリック・コメントの実施をお開きいただければと存じます。中ほど、3を御覧いただきまして、意見の募集につきましては、12月15日木曜日から来年の1月16日月曜日までとし、4の公表・閲覧場所、5の意見を提出できる方については、これまでと変更はございません。6の意見の提出方法でございますが、持参、郵送、FAX、電子メールのほか、次のページを御覧いただきまして、こちらのQRコードを12月中旬の広報紙へ掲載させていただき、このQRコードから入力フォームを開き、そちらへ入力することでも提出可能となっております。説明につきましては以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○篠塚副委員長 意見を提出できる方が、土浦市内在住か勤務ということなんですが、サイクリング利用で土浦市に観光でいらっしゃる方とかその辺のところを取り除くという理由は何かあるんですか。

○佐々木政策企画課長 QRコードについて、通常のパブリック・コメント実施時と同様に、市内在住勤務というようにしているんですけども、篠塚委員のおっしゃるとおり、サイクリストの方もいらっしゃいますので、その部分について、検討させていただ

ければと思います。例えば、りんりんポート辺りにQRコードを置いて、意見をいただくこともこの計画では必要かもしれませんので、検討させていただければと思います。御意見ありがとうございます。

○篠塚副委員長 対象を土浦市内に限らなくてもいいと思いますので、御検討をよろしくお願いします。

○佐々木政策企画課長 全くおっしゃるとおりでございます。御意見ありがとうございました。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑥土浦市と東日本電信電話株式会社茨城支店との高齢者等のデジタル活用支援に関する連携協定について、説明を願います。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。土浦市と東日本電信電話株式会社茨城支店との高齢者等のデジタル活用支援に関する連携協定について御報告させていただきます。本件につきましては、本市と東日本電信電話株式会社茨城支店が連携を強化し、高齢者等のデジタル活用支援を推進することを目的として、連携協定を締結するものでございます。協定の内容といたしましては、資料の3協定事項に記載の、高齢者等のデジタルデバインド、いわゆる情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差への対策を始め、マイナンバーカードの普及促進、地域社会のデジタル化などについて、相互に連携・協力して推進してまいりたいと存じます。なお、本協定の締結につきましては、資料の4、締結式の開催にございますとおり、来月、12月21日水曜日に締結式を執り行いたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○海老原委員 デジタルデバインドの中には、ここではパソコンとうたっているんだけど、スマホは入らないの。

○元川行革デジタル推進課長 具体的な事業については、これから検討していくんですけども、情報通信機器について、こういったものが対応していただけるかも含めて検討してまいりたいと考えております。

○海老原委員 スマホも入る可能性があるということ。

○元川行革デジタル推進課長 そういったものも講座として対応していただけるか、確認して進めたいと考えております。

○吉田（千）委員長 これからという状況のお話かと思うんですが、年齢層が高齢者ということになっておりますが、高齢者より少し手前でもなかなか分からないという方もおられると思いますので、その辺柔軟に対応できるものであれば。どの程度の人数に対応するのかということもありますけれども、ぜひ柔軟に、多くの方が講座を受けられるような流れを作っていただけたらありがたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○元川行革デジタル推進課長 御意見ありがとうございます。確かに、高齢者に限らず、

そういったものを使えない方が想定されますので、その辺も含めて先方と協議しながら、一人でも多くの方が、機器が使えるような対策がとれるような方法を検討してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○海老原委員 高齢者等となっているんだけど、障害者も考えてください。

○元川行革デジタル推進課長 海老原委員がおっしゃるとおり、デジタルデバインドの中には、障害をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。障害も、その方その方で、症状が変わってまいりますので、集まっていたいてというのはなかなか難しい部分があると思いますけれども、対応できるかとどうかも含めて、幅広くという御意見もいただきましたので、どこまで対応できるかということで相談させていただければと存じます。ありがとうございます。

○吉田（千）委員長 そのほか、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑦土浦市公共施設再編・再配置計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について、説明を願います。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。土浦市公共施設等再編・再配置計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について説明させていただきます。本計画につきましては、今年度、計画策定のための内部会議である検討会議、外部委員による策定委員会を、それぞれ3回開催し、今般、計画（案）がまとまりましたので、土浦市パブリック・コメントに関する要綱に基づき、本計画（案）を公表し、広く市民の皆様から意見をいただくため、資料にございますとおり、本年12月12日から来年の1月11日までの期間で、パブリック・コメントを実施したいと存じます。公表や閲覧、対象となる方、意見の提出方法等につきましては、資料を御参照願います。なお、意見の提出方法につきましては、これまでの、持参、郵送、FAX、電子メールに加えまして、本年7月より導入いたしました自治体向けのデジタル化ツール、LOGOフォームにより、スマートフォン等から直接御意見を送信いただける方法を新たに設けさせていただきました。資料2ページをお願いいたします。2ページから5ページまでが、計画（案）の概要となっております。まず、本計画は、昨年度に改訂いたしました土浦市公共施設等総合管理計画において定めております、本市の公共施設の施設量や施設配置の適正化を推進するための実行計画として策定するもので、計画の対象施設といたしましては、2の対象施設にございますとおり、総合管理計画での分類による188の公共施設としております。資料3ページをお願いいたします。計画期間は、上部に記載のとおり、令和5年度から令和24年度までの20年間としております。計画の主な内容は、大きく分けると、本計画における基本方針、今年度検討対象施設の配置方針、今後のスケジュール、以上の三つとなっております。まず、本計画における基本方針につきましては、4の基本方針のとおり、三つの最適化と財源の確保の両立による好循環の創出を目標に掲げまして、施設量の最適化、サービスの最適化、性能の最適化の三つの最適化を推進するとともに、そのための財源の確保に努め、それぞれの両立による好循環を創出することで、ページ下部にございます、公共施設等総合管理計画にお

いて定めた三つの目標の実現を図ってまいりたいと考えております。資料4ページをお願いいたします。本ページの内容につきましては、9月議会の事前委員会でも御説明させていただきましたが、今年度の検討対象施設として、早急に検討が必要な10施設の選定に記載の施設を選定の上、6の配置方針の検討にございます、1から4の事項の検討により配置方針の素案を作成し、その素案に対する市民アンケートを実施いたしました。アンケートの結果につきましては、資料下部の矢印付きの箱に記載がございますが、お答えいただいた方々のうち、約7割の方が素案の考え方の方向性で進めてよいとの回答でございました。このアンケート結果も踏まえて、今年度検討対象施設の配置方針といたしまして、資料では5ページ、7検討対象施設の配置方針になりますが、今年度の検討対象10施設の配置方針は素案のとおりとし、実施時期の目安と内容について付記いたしました。最後に、今後のスケジュールにございますが、今回の10施設を除いた、残り178の施設につきましては、令和5年度から7年度までの3年間で施設の配置方針を決定の上、総合管理計画及び本計画の改訂を行いたいと考えております。簡単ではございますが、以上が土浦市公共施設等再編・再配置計画(案)の概要でございます。本計画(案)につきまして、冒頭で御説明させていただきましたとおり、パブリック・コメントを実施いたしたいと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○海老原委員 早急に検討が必要な10施設。これは分かるんですけども、上大津公民館もこの対象だよな。

○元川行革デジタル推進課長 海老原委員おっしゃるとおり、築40年以上で早急に検討が必要なものということで、なおかつ、ほかの計画等で検討を全く行われていないような施設ということで、今回10施設を抽出したわけですけども、もちろん上大津公民館もそのうちのひとつだったんですが、上大津公民館につきましては、学校との複合化という話もございましたので、今回の10施設には含めないで、そちらの経過次第でということ考えておりました。また、来年度以降早急に検討していく必要性は感じているところでございます。以上でございます。

○海老原委員 今回の検討委員会で、場所が決まったと。検討委員会の中ではね。その場所はこの上大津公民館は外れているので、今後のスケジュールからすると、上大津公民館は来年度から3年間のうちに決めるということになっちゃうのかな。3年後にか。

○元川行革デジタル推進課長 おっしゃるとおりでございます。今回10施設やりまして、全部で188施設ありますので、残りが178施設があるんですけども、そちら全てを来年度から3年かけて、今回お示したような配置方針の方を策定できればということで、考えてございます。以上でございます。

○海老原委員 結果的に、上大津公民館をどうするかは3年後に決まるということ。それとも、来年度特別にやるとかそういうことはないの。

○元川行革デジタル推進課長 今のところ、予定では、残りの施設を全部3年かけてということですので、令和7年度にはある程度お示しできればということで、考えてござ

います。以上でございます。

○海老原委員 上大津公民館は大丈夫なのかな。

○元川行革デジタル推進課長 やはりかなり築年数が経っております。3年間の間に施設に支障が出てくるようなことも考えられるんですけども、そういった場合は、方向性がまだ決まってない時点では、例えば施設を休館して、先行してこの施設をどうするか早急に決めるとかそういったことも今検討しているような状況でございます。以上でございます。

○吉田(千)委員長 そのほか、御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 つぎに、資料⑧土浦市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(案)に係るパブリック・コメントの実施について、説明を願います。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。土浦市デジタル・トランスフォーメーションDX推進計画(案)に係るパブリック・コメントの実施について説明させていただきます。本計画につきましては、今年度、これまでに策定委員会を3回開催して協議・検討を行い、今般、計画(案)がまとまりましたので、土浦市パブリック・コメント手続に関する要綱に基づき、本計画(案)を公表し、広く市民の皆様から意見をいただくため、資料にございますとおり、本年12月15日から来年の1月16日までの期間で、パブリック・コメントを実施したいと存じます。公表や閲覧、対象となる方、意見の提出方法等につきましては、資料を御参照願います。なお、意見の提出方法につきましては、先ほど御案内いたしました公共施設等再編・再配置計画(案)と同様、スマートフォン等から直接送信いただける方法を新たに設けさせていただきました。サイドブックス資料⑧別添をお願いいたします。こちらの資料が、計画(案)の概要でございます。本計画につきましては、デジタル化による市民の利便性向上、行政の各種業務改善に向けて、本市の第9次総合計画、及び国の自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づき策定するもので、計画期間は、令和5年度から8年度までの4年間としております。次のページをお願いいたします。本計画では、本市の行政サービスについて、デジタル技術等の活用により、市民の利便性向上、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げた、土浦らしいDX社会の実現を目指す姿としており、市民サービスの向上、行政事務の効率化、デジタル化のための環境整備という三つの基本方針と、各方針に対応する取組を体系付けたものが計画の内容となっております。以上が土浦市デジタル・トランスフォーメーション(DX)計画(案)の概要でございます。本計画(案)につきまして、冒頭で御説明させていただきましたとおり、パブリック・コメントを実施いたしたいと存じます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○篠塚副委員長 デジタル・トランスフォーメーションなどの言葉の意味が分からない方もいらっしゃると思いますので、できれば、最初の趣旨の所に、デジタル・トランスフォーメーションとはという説明を入れていただくと、分かりやすいのかなと。意見を

言うにしても、何をやるのか分からないと意見が言えないので、よろしくお願ひしたい
と思います。

○元川行革デジタル推進課長 御指摘ありがとうございます。こちらは、取り急ぎ概要
版で作ったものですので、市民の方に出すものについては、ただ今御意見をいただいた
ような用語の解説など分かりやすいものにしていきたく存じます。ちなみに、計画書
の方は、巻末に用語集やページの下の方に解説を表記させていただいております。あり
がありがとうございます。

○吉田（千）委員長 そのほか、御質問はございますでしょうか。
（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑨令和5年度事業別予算書の導入について、説明を
願ひます。

○山口財政課長 令和5年度予算書の事業別予算書の導入について、説明をさせていた
だきます。事業別予算書の導入理由といたしましては、予算は行政活動の目的を明示す
ることが最も重要とされており、経済的性質を基準とし、地方自治法施行規則にも様式
が提示されていることから、本市の予算書におきましてもこの様式により作成してまい
りましたが、一方で事業ごとの費用が見えにくい状況となっております。この施行規
則に提示された様式は、あくまで基準であって、必ずしもこの様式の通りでなくてはな
らないわけではないと解されており、予算書については、住民にもわかりやすい形で掲
載すべきであるとの観点により、事業単位ごとに事業費を掲載する形式で作成のうえ公
表する自治体が増えておりまして、県内他市においても8割以上が、このような形式を
採用しております。つきましては、本市におきましても、予算や財政運営の見える化を
図り、市民への説明責任を果たすため、事業別に予算を掲載する事業別予算書を導入す
るものです。表示形式の違いといたしましては、現在の予算書は、経済的性質を基準と
して分類していることから、各団体との比較が可能となるメリットがございます。一方
で、事業別予算書につきましては、事業規模を基準として分類することから、事業費の
明確化、事業費の経年推移の明確化、事業単位ごとに予算要求から編成、執行までを一
貫して行うことが可能となるものです。事業別予算の導入に伴う主な変更点といたしま
しては、現在の予算書と事業別予算書、双方の良い所を取り入れ、現在の予算書の形式
を保ちつつ、説明欄に事業単位ごとの予算を掲載するとともに、現在の横型から縦型へ
とするものです。現在の予算書と令和5年度導入予定の予算書を見比べていただきた
いと思います。まず、次のページが、現在の予算書の表示形式となっております。款、項、
目、節に区分されており、1目の議会費の中に複数の事業が存在しておりますので、そ
れらの事業費が合算して表記されているものです。次のページを御覧ください。様式を
縦型にするとともに、説明欄に事業ごとに係る経費を掲載しているものです。例示した
議会費では、白丸、ゴシック対で表記されているように、議会関係事業、議会システム
備考新事業、職員給与計算事業の三つの事業でございますが、事業の多い所では、数事
業分が事業ごとに記載されることとなります。これによりまして、先ほど申し上げま
したように、事業費や事業費の経年推移の明確化が図られ、大変分かりやすくなるものと

期待しているものでございます。説明は、以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○今野委員 分かりやすくなったと思います。これは、来年度の予算書から反映されるということでよろしいのでしょうか。

○山口財政課長 今野委員のおっしゃるとおりでして、来年度の予算書からこの形式を取り入れたいと思っております、今システム改修を行っているところでございます。

○吉田（千）委員長 そのほか、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 そのほか、市長公室からございますか。

○佐々木政策企画課長 3点ほど御報告がございまして。まず、先ほど、篠塚副委員長から御質問がございました都市計画マスタープランと立地適正化計画の詳細スケジュールについてでございます。今、都市計画課の方に確認しましたところ、今年度と来年度2か年かけて策定しているところでございまして、今年度が全体計画と、来年度が地域別の計画となっているということで、セットで計画となるということでございまして、来年の12月の全員協議会において議員の皆様にお示ししたいとこのことでございまして。2点目、今野委員から事業者と省エネ関係で何かしら連携するものはないのかというお話がございました。土浦市では、エコパートナー事業というものをやっております。地球温暖化問題やエネルギー問題、ごみ問題を改善することによって、次世代へより良い環境を引き継ぐといったことを目的として実施しているものでございまして、パートナーとなる事業者は温室効果ガスの削減やごみの減量に率先して取り組む事業者でございまして、エコパートナー協定というものを締結いたします。役割といたしましては、エネルギーの効率的利用、企業活動におけるごみの削減、地域社会の環境保全意識の高揚を図るための取組を計画、実施すると。その実績を市に報告していただきます。また、市で実施する環境展などへ協力をいただくと。市の役割といたしましては、そういった取組を市民に周知するとともに、ステッカーを配布いたします。場合によってはその取組を支援するといったことで、今現在、カスミさんやイオンさんなど38事業者とこういう協定を結んでいるところでございまして。最後に海老原委員からスマートインターチェンジに関する、今出せる資料をとということで、都市整備課より提出された資料でございます。喫緊でやらなければならないのが、新規事業化ということでございまして。令和5年度以降になるかとは思いますが、この事業化を受けて、初めて詳細スケジュールですとか、用地買収、工事に入ることができるといったことで、用地買収も絡んでいるところでございまして、どうなるかというのは分からない部分でございまして。目標としては令和10年度供用開始を目指して、今進めているといった状況でございまして。説明につきましては、以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「ございません」という声あり）

○吉田（千）委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますか。
（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 市長公室の皆様は、退席していただいて結構です。ありがとうございました。暫時休憩といたします。午後1時再開といたします。

（市長公室退席）

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時）

（総務部入室）

○吉田（千）委員長 それでは、総務部及び議会事務局の案件について、協議を行います。資料①ア令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）（案）情報伝達体制整備事業について、執行部より説明を願います。

○皆藤防災危機管理課長 令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）（案）情報伝達体制整備事業について、御説明いたします。この度の補正は、電気代の増額補正をお願いするものです。理由といたしては、防災行政無線の屋外拡声子局に係る電気代が、料金の値上げにより、当初の計上予算額では不足が見込まれるためでございます。当初予算66万8,000円に対し、16万4,000円を増額し、総額で83万2,000円とするものです。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料①イ令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）（案）職員人件費補正について、説明を願います。

○武井人事課長 令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）（案）職員人件費補正について、御説明いたします。1番の補正理由でございますが、本案につきましては、人件費について退職や育児休業、本年4月及び10月の人事異動によります人員の増減、給与改定による給与額の増、期末勤勉手当の増減及び時間外勤務手当の増などにつきまして、令和4年度当初からの過不足の補正をお願いするものでございます。2番の補正予算額につきましては、資料①イ別添の令和4年度第12回補正予算に係る職員人件費補正予算案の概要を御覧いただきたいと思います。会計ごとの補正予算の状況でございます。御案内のとおり、人件費は給料、職員手当等及び共済費の合計で構成されております。表を御覧いただきたいと思います。項目の左から会計、補正前の予算額、補正予算額、計とありますが、補正後の予算額になります。項目の会計ですが、一般会計と五つの特別会計の区分につきまして、表記しております。それから、補正前の予算額の枠内の一番右側の計という項目の一番下の網掛けになっている数字、83億4,564万5,000円が補正前の予算の総額になります。この当初の予算に対しまして、補正予算額は総額で1,204万5,000円の増額になります。補正の要因は、大きく分けて三つの要因となっております。まず、1番目は年度途中で職員を14名採用したことによる支給対象者の増、令和4年人事院勧告による若年層を中心とした給料額の増によるものでございます。2番目は時間外勤務手当の増に伴う職員手当等の増となっております。

ます。3番目は当初の想定よりも標準報酬月額が上がらなかったことに伴う共済費の減となっております。このことによりまして、給料、共済費が減額補正。職員手当等が増額補正となるものでございます。補正後の予算額につきましては、1番右側の1番下、網掛けの所になりますが、総額で83億5,769万円となります。説明は以上となります。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○篠塚副委員長 人件費の件なんですが、若年層の金額をアップしてというのは聞いたんですけども、全体的な給与はアップはされていないわけですよ。若年層だけですよ。それでですね、83億5,000万余円の金額が類似する規模の市、それから、茨城県内で比べてどのくらいの基準になっているのか、分かりますでしょうか。

○武井人事課長 まず、全体の予算額の中で人件費の割合がどのくらいかという部分から御説明申し上げますと、地方税や交付税などの経常的な歳入に対する人件費の割合ですが、23.2パーセントということで、実際に令和2年度の決算状況をほかの市町村の状況などと比べますと、県内市町村における人件費の経常収支の比率ですが、1番大きいところで33パーセント、最小で20パーセントとなっております。平均すると大体25パーセント程度が人件費ということですので、本市は23.2パーセントですので、平均からは若干下回っているような状況でございます。

○篠塚副委員長 平均より下回っているということですが、県内の人口規模でいうと、4番目の人口規模になるのかな。そのくらいの規模で、平均より下回っているという人件費について、今後もう少し引き上げていくとか、そういうような検討をすることは。例えば、25パーセントまで目指すとか。そういう検討をすることは、ありますか。可能でしょうか。

○武井人事課長 ここ2、3年にはなりますが、若手職員の昇格を1年ほど短縮したり、管理職においても、課長補佐への昇格等は以前よりも増えているというような中、今後、昇格基準を多少なりとも見直しを行えば、平均までいくかどうかちょっと分かりませんが、多少なりとも給与水準は上がっていくと思います。ただ、実際のところ、全体の予算の中で見ていきますと、財政的に硬直化してしまう部分もありますので、その辺を考慮しつつ、今後の職員の人件費について、考えていきたいと思っております。以上でございます。

○篠塚副委員長 企業は人なりという言葉が言われた有名な企業の方がいらっしゃいますけれども、やはり市の職員も人が1番大事だと思います。市民のために、どれだけ尽くせるか。それには報酬も伴っていかなければいけないと思うんですが、長期財政フレームの中で大変厳しい状況が示されていますけれども、それも含めてよく検討をお願いしますとしか言いようがないんですが。よろしくをお願いします。

○吉田(千)委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 つぎに、資料①ウ令和4年度土浦市一般会計補正予算(第12回)(案)財産管理事業について、説明を願います。

○秋山管財課長 管財課です。令和4年度土浦市一般会計補正予算第12回について、御説明いたします。補正予算の主な内容でございますが、エネルギー価格の高騰により、街路灯等667か所の電気料金と、本庁舎の電気料金及びガス料金が当初予算に対して不足することから増額補正するものです。補正予算額を御覧いただきたいと存じます。第2款総務費、第1項総務管理費、第8目財産管理費、第10節需用費の光熱費として1,667万6,000円増。こちらは、街路灯等667か所の電気料になります。第18節負担金補助及び交付金のウララ管理負担金として、2,507万7,000円の増でございます。これは、ウララ管理負担金の中の本庁舎電気料とガス料金になります。補正予算の説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○今野委員 今回、電気料金が非常に上がっているということで、補正予算がたくさん出ておりますけれども、それをどういうふうに対応するか。省エネ対策ですとか、具体的にはなさっているのでしょうか。

○秋山管財課長 電気料金のほうは、上がっております。ただし、電気量としては、令和元年のコロナ以前よりも、7,316キロワット減になっております。省エネはしているんですが、電気料の基本料金及び使用料金が上がっているため、通常であれば、この本庁舎であれば年間3,000万円ほどの電気料であったものが、予測では約5,000万以上になるということになってしまいます。電気量につきましても、節電ということで、電気を消したり、LED化にはしているんですが、それでも料金が高くなっているというのが現状でございます。以上です。

○久松委員 街路灯667か所というのは、全ての個所数ということで理解してよろしいんですか。

○秋山管財課長 街路灯の数は、全ての街路灯になります。公園の公衆用街路灯や、亀城公園その他の街路灯、道路照明、排水ポンプ、消防団の施設なども含まれております。

○吉田(千)委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 つぎに、資料①令和4年度土浦市一般会計補正予算(第12回)(案)議会費補正について、説明を願います。

○天貝議会事務局次長 人事院勧告に伴う議会費の減額補正となります。1番補正の理由です。人事院勧告により12月期の議員の期末手当が0.05月分引き上げられることとなります。一方で今年度は、6月期に0.1月分の引き下げを行っておりますので、今回の引き上げ分を差し引いても0.05月分の予算が不用額として残ることになります。また、5月31日に柴原議員が御逝去され、6月から1名欠員になっていることから、その分と合わせて、2番に記載のとおり、153万8,000円を減額補正するものがございます。説明は以上です。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 つぎに、資料①令和4年度土浦市一般会計補正予算(第12回)

(案) 土浦市議会議員一般選挙に係る債務負担行為の設定について、説明を願います。

○平井総務課長 選挙管理委員会でございます。令和4年度土浦市一般会計補正予算(第12回)(案)債務負担行為補正につきまして、御説明いたします。資料につきましては、資料①の才をお願いいたします。こちらは、4月に執行予定となっております、土浦市議会議員一般選挙に係る債務負担行為の設定となります。令和5年4月30日に任期満了を迎える、土浦市議会議員一般選挙につきましては、4月23日に投開票になる見込みであります。統一地方選挙の期日を定める特例法案が可決されたことから、委託や物品の購入など、執行業務の一部については、3月中に契約等の手続きを進める必要があることから、債務負担行為により対応するものであります。1番の債務負担行為限度額は、2,434万円でございます。つぎに、2の内訳につきましては、ポスター掲示板の購入、ポスター掲示場設置及び撤去業務委託のほか、表のとおりとなっております。説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 つぎに、資料②地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明を願います。

○武井人事課長 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明いたします。1番の制定理由でございますが、本案につきましては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期職員の活用等を目的として、国家公務員法が改正され、令和5年度より国家公務員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなったほか、あわせて地方公務員法も改正され、管理監督職員勤務上限年齢制などの新制度が設けられることとなりました。地方公務員においては、定年年齢を国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされていることから、本市においても定年年齢を改めるほか、各種制度の設置に対応するもので、関係条例を一括改正するために制定するものでございます。それでは、具体的な実施内容について、2番の実施内容で御説明いたします。まず、項目の1番、定年年齢の引上げでございます。職員の定年年齢は、現在60歳でございますが、これを2年に1歳ずつ引上げ、令和13年度から65歳とするものでございます。つぎに、項目の2番、管理監督職員勤務上限年齢制度でございます。管理職にある職員は60歳に到達した後、最初の4月1日までに管理職以外の職に降任を伴った人事異動を行うものでございます。ただし、条例等に例外を定めることにより、60歳到達後も管理職の職で勤務させることを可能とするものでございます。大きく分けまして2種類の例外がございます。例外の一つ目、その職に求められる技能や職務内容が特殊なために、欠員の補充が困難な場合に、1年単位で管理職としての勤務期間を延長するものでございます。例えば、職務が高度の知識、技能又は経験を必要とする場合、勤務環境その他の勤務条件が特殊な場合、特別なプロジェクトに関与している等、その職員の交代が業務遂行に重大な支障となる場合の三つについて、条例に定めるものでございます。つぎに、二つ目、業務内容が類似する複数の管理職のうち、欠員の補充が困難なものについて規則に定めることにより、1年

単位で管理職としての勤務を延長することができるようにするものです。こちらにつきましては、主として保育士が担う職である保育所長、児童館長について定めることを想定してございます。項目の3番、60歳到達後の給与でございます。こちらは60歳到達後の最初の4月1日以降、職員の給料月額を60歳到達前の7割とするものでございます。項目の4番、定年前再任用短時間勤務制度でございます。こちらは、60歳到達後から引上げ後の定年年齢までの間に一度退職し、短時間再任用職員として勤務可能とする制度でございます。給料月額、期末勤勉手当の支給率など、給与体系につきましては、制度施行前の再任用職員制度と同じとなるものでございます。項目の5番、暫定再任用職員制度でございます。こちらは、定年年齢が65歳までの間、65歳よりも早く定年退職を迎える職員について、65歳に到達するまでの間、引き続き再任用職員として勤務可能とする制度でございます。こちらも、給与体系につきましては、制度施行前の再任用職員制度と同じとなるものでございます。最後に項目の6番、情報提供・意思確認制度でございます。この制度は当面の間、各職員が60歳に到達する年度の前の年、すなわち59歳に到達する年度において、当該職員に対し60歳到達後の働き方等について情報提供を行い、その後の働き方について意思確認をするよう努めることとする制度でございます。これらの制度整備に伴いまして、一部改正を行うこととなる関係条例は以下のとおりとなりますので、後ほど御覧ください。説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 つぎに、資料③土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正(案)について、説明を願います。

○武井人事課長 土浦市職員の給与に関する条例の一部改正(案)について、御説明いたします。1番の一部改正の理由でございますが、給与実態調査結果に基づく令和4年人事院勧告等を踏まえ、官民格差の是正を目的として、職員等の給料月額及び勤勉手当の支給率について改正を行うほか、地方公務員法改正により職員の定年年齢が引上げられることに伴い、60歳以上の職員及び再任用職員等についての給料月額等を設定するための改正を行うものでございます。それでは、具体的な実施内容について、2番の改正内容で御説明いたします。まず、(1)の土浦市職員の給与に関する条例の改正でございます。①令和4年4月1日より遡及適用となる改正でございます。官民格差を踏まえ、正職員の勤勉手当を0.1月分、再任用職員については、0.05月分の勤勉手当を引き上げるものでございます。今年度に限って、12月期に差額分を遡及して上乘せするものでございます。また、給料表の改定でございますが、行政職及び消防職ともに、官民格差を踏まえ、国家公務員に準拠して平均0.3パーセント、金額ベースでは、若年層を中心に3,000円から4,000円程度を、4月に遡って引き上げるものでございます。つぎに、②の令和5年4月1日改正でございますが、大きく分けて三点ございます。まず、アの令和4年人事院勧告に伴う改正でございますが、表にありますとおり、6月期及び12月期に支給する期末勤勉手当の支給割合が、均等になるように配分するものでございます。表の計の欄を御覧いただくと、令和4年度は、6月期(2.15)よ

りも12月期の期末勤勉手当が0.1月分上回っておりますが、令和5年度は、6月期の支給割合を0.05月引き上げ、12月期の支給割合を0.05月引き下げることにより、同率とするものです。つぎに、イの職員の定年年齢への引上げへの対応につきましては、先ほど御説明いたしました資料②地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定において、公務員の定年年齢の引上げに伴う所要の改正を行うものでございます。内容といたしましては、定年前再任用短時間職員、暫定再任用職員の給与体系について定めるものと、60歳到達後の職員について給料月額を60歳到達前の7割支給とするものでございます。ウの職員の職名の変更でございますが、こちらは令和5年度の機構改革において、監査事務局の名称を監査委員事務局に変更することに先立ちまして、監査事務局長及び事務局長補佐の職名を監査委員事務局長及び監査委員事務局長補佐に改めるものでございます。監査委員は、地方自治法において、教育委員会などと同じく執行機関に設置すべき外部委員にあたるため、他市町村を参考に、本来の名称に近い監査委員事務局に名称を変更するものでございます。つぎに、(2)及び(3)でございますが、勤勉手当が支給されない、市議会議員や市長等の常勤特別職について、国に準じて、それぞれの関係条例を改正し、期末手当を0.05月分引き上げるものでございます。①のとおり、今年度に限って、12月期に差額分を遡及して上乘せし、②のとおり、来年度は、6月期と12月期が均等になるよう配分するものでございます。さらに、(4)につきましては、弁護士などの専門的な知識や経験を持った人材である特定任期付職員の給与について、国家公務員に準拠し、給料表及び期末手当の引上げ改正を行うものでございます。特定任期付職員は、現在、本市において1名の任用がございました。説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 つぎに、資料④土浦市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正(案)について、説明を願います。

○武井人事課長 土浦市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正について、御説明いたします。1番の一部改正の理由でございますが、地方公務員法において、高齢期職員について、退職後の生活を見据えた資格取得などの多様な働き方を可能とするため、高齢者部分休業制度を設置しております。この休業につきましては条例で取得可能年齢を定めることとなっており、現在は55歳、定年年齢の5歳前から取得可能となっているものでございます。ですが、今般の地方公務員制度の改正に伴い、この職員の定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられる見込みとなっております。そのため、取得可能年齢を段階的に引上げ、引き続き定年年齢の5歳前からの取得を可能とするものでございます。それでは、具体的な実施内容について、2番の改正内容で御説明いたします。(1)高齢者部分休業の取得可能年齢の引上げでございますが、職員の定年年齢の引上げに伴い、高齢者部分休業の取得可能年齢を段階的に引上げ、60歳からとするものでございます。つぎに、(2)部分休業取得時の給与の減額計算の修正でございますが、こちらは給与条例に準拠し、休業により勤務しなかった時間1時間あたり

減額される給料額を改めるものでございます。その他（3）といたしまして、就学部分休業の対象となる大学の定義を明確にする等、文言の整理を行ってございます。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑤神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負変更契約の締結について、説明を願います。

○秋山管財課長 管財課です。神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の変更について、御説明いたします。本案件は、教育総務課からの案件で6月定例会にて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する案件として、議決いただいたものです。現在、山本工務店で施工中の神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事にかかる変更契約でございます。なお、教育総務課より、塚本課長、市村係長が出席しておりますので、よろしく願いいたします。変更となった理由でございますが、2ページをお開きください。6番変更の内容として、工事を進める中で、必要な作業が追加で生じたものでございます。主な追加工事は、1外壁既存塗膜剥離改修、2階床下の点検口改修及び床下欠損部分の補修、3バスケットゴールの下地制作でございます。このようなことから、税込892万1,000円の増額となりました。また、工期につきましては、変更なく令和5年3月15日までとなっております。1ページにお戻りください。契約名称、工事場所、工事内容につきましては、記載のとおりでございます。契約金額は、変更後3億2,132万1,000円。約2.8パーセントの増となるものでございます。契約の相手方も山本工務店となっております。3ページをお開けください。今回の変更の内容を詳細に記載いたしました。1番外壁既存塗膜剥離改修は、外壁を洗浄後再塗装する計画でしたが、洗浄時に塗膜の脆弱部に剥離が生じ、建設当初の層にアスベストが含有されていたことから、これらの撤去、処分が必要になりました。さらに、塗膜剥離に伴い、新たに発見されたひび割れの補修が必要になりました。2番1階床下の点検口改修及び床下の欠損部補修は、点検口が開閉できず、更新が必要になり、さらに床裏部にコンクリート爆裂及びクラックが発覚し、補修が必要になりました。3番バスケットゴールの下地制作は、バスケットゴールの交換を考えていましたが、既存のバスケットゴール撤去後、新設のバスケットゴールの必要強度を満たすには既存の下地だけでは不足することが判明したため、補強が必要になりました。4ページの立面図には、外壁既存塗膜剥離箇所及びひび割れ補修箇所、5ページの平面図には、1階床下点検口箇所及び補修箇所と3階バスケットゴール下地制作箇所の今回変更の場所を記載いたしました。本案件についての説明は、以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑥財産の取得について、土浦消防署配置高規格救急自動車購入について、説明を願います。

○秋山管財課長 財産の取得について、土浦消防署配置高規格救急自動車購入について、

御説明いたします。本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する案件でございます。財産取得については、2,000万円以上のものが該当いたします。今回、消防本部総務課からの案件で、高規格救急自動車を購入するに当たり、購入価格が2,000万円を超えることから、議会の議決をお願いするものでございます。消防総務課から磯山課長が同席しております。よろしく申し上げます。サイドブックの1ページを御覧ください。今回取得する財産は、高規格救急自動車の購入になります。契約金額は、税込で3,486万8,900円。契約予定者は、コーケンネットワークスになります。契約の方法は指名競争入札になります。2ページをお開けください。3番納入期限として、令和5年3月27日まで。7番目的として、配置後11年が経過した高規格救急車が性能の低下及び著しい老朽化のため、更新することにより、消防力の維持・向上を図るものでございます。5ページの入札（見積）調査兼仮契約締結伺いをお開けください。今回の高規格救急自動車は、特殊車両で製造元が限られているため、6月22日に対応可能な3社、土浦メディカル、茨城トヨタ自動車、日本ドライケミカルにより指名競争入札を行い、茨城トヨタ自動車が低価格で落札しました。そのため同社とヒアリングし履行可能であるとの報告を受け、仮契約をいたしました。その後同社から契約が執行できない旨の連絡があったため、市では法定解除権による契約解除を行い、6ページとして同社を9月2日付けで2か月間の指名停止処分をしました。7ページをお開けください。今回、再度茨城トヨタ自動車を除いた4社、土浦メディカル、日本ドライケミカル、茨城日産自動車、コーケンネットワークスにて10月20日に指名競争入札を行い、中段に記載しておりますコーケンネットワークスと21日に仮契約しました。契約方法としましては、指名競争入札でございます。予定価格は、左下に記載しておりますとおり、税抜で3,534万5,000円、落札率は、89.68パーセントという結果でございます。3ページにお戻りください。3ページには、高規格救急自動車の概要。4ページには、今回購入する高規格救急自動車の形状、性能、搭載されている主要装備品について記載がございます。排気量が2,500cc、ガソリンエンジンで4輪駆動。主要装備品として、車輛運用端末装置、人工呼吸器、気道確保用資機材一式、自動体外式細動器一式、輸液用資機材一式になります。なお納入期限は、令和5年3月27日までとなっております。財産の取得についての説明は、以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○篠塚副委員長 契約が破棄になった経緯を次の委員会の時に書類で提出をお願いします。そのために、救急車の納入が遅れたわけですね。どういう経緯があったのか。それから、今回入札されましたけれども、きちんと納入されるのかどうか、次の委員会の時に説明文書をお願いします。

○秋山管財課長 分かりました。次の委員会で御報告したいと思います。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑦公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に

に伴う関係条例の整備に関する条例の制定（案）について、説明を願います。

○平井総務課長 選挙管理委員会でございます。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定（案）について、説明させていただきます。資料につきましては、資料⑦をお願いいたします。1番の改正の趣旨につきましては、概ね3年に一度の参議院通常選挙の年に、物価の変動等を考慮する共通の考え方により、基準額の見直しを行うことを例としており、本年4月6日の公職選挙法施行令の改正によりまして、選挙運動の公費負担額が変更されたことから、本条例によりまして、土浦市議会議員及び土浦市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例、さらには、土浦市議会議員及び土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正するものでございます。つぎに、2番の改正内容ですが、下段の表に、改正の概要をまとめさせていただきました。はじめに、ナンバー1番の改正内容ですが、1項目めの第4条の（2）アとイにおける、選挙運動用自動車の1日当たりの公費負担の限度額についてでございますが、選挙運動用自動車の使用については、一般運送契約となります、燃料費・運転手雇用を含む一括契約方式と、自動車の借入れ・燃料費・運転手雇用を個々に契約を行う方式の二つの方式がありますが、今回の改正は、自動車の借入れ・燃料費・運転手雇用を個々に契約を行う方式のうち、自動車の借入れ及び燃料費について改正を行うもので、自動車の借入れについては、記載のとおり、現行1日1万5,800円のところ、改正後は1万6,100円。燃料費は、現行1日7,560円のところ、7,700円に改めるものでございます。なお、一般運送契約となる燃料費・運転手雇用を含む一括契約方式については、4番のその他、下線部分にも記載のとおり、現行通りの金額となります。2項目めの第8条、選挙運動用ポスター作成費の1枚当たりの公費負担の限度額につきましては、市の条例では、国の算出基準とは別に、実績等に基づき単価を規定しておりまして、今回の改正で、国の1枚当たりの印刷費の単価が、約3パーセントの増加となったことから、1枚当たりの作成単価を現行の1,030円から1,060円に改めるものです。つぎに、ナンバー2番の、土浦市議会議員及び土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例第4条及び第5条の改正内容につきましては、選挙運動用ビラ作成の1枚当たりの公費負担額の限度額について改正を行うもので、現行の7円51銭から、7円73銭に改めるものでございます。条例の施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。なお、本日資料はございませんが、8月30日に開催されました、事前総務市民委員会において、その他の報告としまして、12月議会に議案上程予定としておりました、土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要を説明させていただきましたが、条例（案）に、個人情報を外部に提供した際の、罰則規定を設けているため、8月後半から、検察官協議を行っておりますが、11月中の協議終了が難しく、検察側との協議終了が12月末頃になる予定とのことであります。県内市町村においても同様の対応となっております。つきましては、土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）につきましては、今後の検察側との協議終了後に、3月議会に、土浦市個人情報の保護に関する、法律施行条例（案）について、議案上程

を、行う予定でございますので、よろしくお願いいいたします。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料⑧令和4年度防災講演会の開催について、説明を願います。

○皆藤防災危機管理課長 令和4年度防災講演会の開催について、御説明いたします。防災講演会は、自主防災組織や地域防災サポーター等の育成の一環として、防災意識の高揚と地域防災活動の活性化を目的とするものです。開催日は、2月26日、午前10時30分から、場所はクラフトシビックホールの大ホールでございます。大ホールの席数は1,019席ございますが、コロナ対策として半分の509席を利用し、定員として開催するものです。資料の5番の案内送付先でございますが、記載のとおり、合計で293名の皆様を案内する予定でございます。資料6番のその他でございますが、2階席を一般席として、市民200名に開放する予定としております。案内については、広報つちうらの2月上旬号と公式ホームページで周知いたします。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑨第2次土浦市国土強靱化地域計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について、説明を願います。

○皆藤防災危機管理課長 土浦市国土強靱化地域計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について、御説明いたします。土浦市国土強靱化地域計画につきましては、大規模災害から市民の生命財産を守り、市民生活と社会経済活動を維持するため、強くしなやかな地域づくりの推進に関して定めているものです。地域防災計画が発災前と発災後を対象としているのに対し、国土強靱化計画は発災前を対象としており、ハードとソフト、様々な分野の計画等の指針となるものです。現計画は、令和元年度に策定したもので、今年度末で計画期間が満了を迎えます。今回の改定は、国が示したガイドラインを参考に、見直しを進め、改定（案）が出来上がりましたので、パブリック・コメントを実施し、市民の皆様から広く意見を募集するものです。計画の概要については、2ページ目に掲載させていただきましたので、後ほど御覧いただければと存じます。パブリック・コメントの実施期間は、12月14日から1月13日の31日間で、意見の提出方法でございますが、回答用紙での提出と、Webによる回答の提出ができるものでございます。なお、委員の皆様には計画ができましたら、完成したものを改めて御報告させていただきます。説明は以上です。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑩令和5年度（令和4年度分）市・県民税等の申告について、説明を願います。

○川上課税課長 令和5年度市・県民税の申告受付について、報告させていただきます。市県民税の申告受付に関しましては、新型コロナウイルス感染防止の対策をとった上で、

日程表のとおり、実施してまいりたいと考えております。2月1日の新治公民館から始まり、2月14日の神立コミセンまで、市内6か所へ出向きまして出張受付を行い、その後、16日から本庁舎2階、課税課前で受付を行う予定でございます。なお、平日に来られない方のために、2月の19日と26日の日曜日に、休日受付を行う予定でございます。今回の申告受付におきましても、昨年同様、新型コロナウイルスの感染対策、待合所での混雑をなくすため、電話で事前に申告時間を予約していただいたの受付を基本に行っていこうと考えております。昨年の実情は、受付が予約制になったことを知らないと言われる方が、やはり、多くいらっしゃいました。予約していない方については、予約者の合間、合間に入れて受付をし、長くても20分程度の待ち時間で、申告相談に入れました。やはり、予約制は、確実に待ち時間を短くすることにつながっており、感染対策として、非常に重要な事だと思っておりますので、ただ今、説明いたしましたような内容を、ホームページや広報紙を利用し、分かりやすく市民に広報してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、自分で申告書を作れる方は、わざわざ申告会場に足を運ばないで済むわけですので、電話予約の枠の中で、御自分のスマホで確定申告をしていくような、課税課の職員が、申告される方と一緒にスマホ申告をしていくような枠を新たに設け、来年度からは、自分だけで、申告書が作成できるような方が、一人でも多くなるような取組をしていきたいと考えているところでございます。そのようなことから確定申告が本格的に始まる前日の2月15日、市役所を会場としまして、スマホ申告の研修会を開催したいと考えております。最後に、土浦税務署の確定申告会場、令和4年分の申告会場が変更になるとの連絡がございましたので、報告をさせていただきます。税務署からのお知らせ文が、次のページでございます。申告会場は、従来の新治ショッピングセンターさん・あびおが借りられなかったことから、真鍋1丁目11-12、延増第1ビルの5階と6階になるとのことでございます。駐車場は、右のページの地図、真ん中の車線の部分を使うとのことでございます。延増第1ビルに申告会場が設けられますのは、2月16日木曜日から3月15日水曜日の申告期間だけで、還付の申告のみでございますが、1月4日水曜日から2月15日水曜日までは、土浦税務署で行うそうでございます。報告は以上です。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑩ふるさと納税業務見直しについて、中間事業者の導入について、説明を願います。

○北島納税課長 ふるさと納税業務見直しについて、中間事業者の導入について、説明をさせていただきます。土浦市では大手ポータルサイトの一つ、さとふると契約し、ふるさと納税業務を進めてまいりました。他ポータルサイトとの連携面や急速に進むデジタル化など、ふるさと納税を取り巻く状況も変わってきていることから、令和5年度からさとふるとの契約に加え、複数のポータルサイトを一元管理できる中間事業者を新たに導入し、本市におけるふるさと納税業務の強化を図ってまいりたいというものでございます。1番業務の見直しの内容でございます。現在本市では、さとふるのほか、楽天

とふるさとチョイスと三つのサイトを持っておりまして、さとふるに全ての運営をお願いしているというような状況でございます。これまで、さとふるに全ての取りまとめを委託する方法を見直しまして、ポータルサイトを複数管理できる中間事業者を導入し、中間事業者には現在さとふるが管理している楽天、ふるさとチョイスも含め、開設や管理を委託し、在庫の一元管理、新商品の登録支援などを委託をいたします。さとふるについては、システムを公開していないことから、中間事業者で取り扱うことができないため、さとふると、それ以外とを取りまとめる中間事業者との二本立ての契約とし、さとふるとそれ以外のサイト、それぞれで寄付額の増加を図ってまいりたいと考えております。二つ目、中間事業者が行う業務でございます。返礼品登録作業の補助。登録、問い合わせ等に対応する専用コールセンターの設置。さとふる分を除く複数の掲載サイトの在庫の一元管理。返礼品開発のアドバイス。寄付受付、返礼品配送、受領証明書、ワンストップ特例申請送付までの業務の一元化などでございます。三つ目、見直しのスケジュールでございますが、今年度中に公募型プロポーザルを実施いたしまして、事業者の選定を行い、令和5年度から新事業者によるサイトの開設を目指してまいります。なお、既存の楽天、ふるさとチョイスのサイトは、移行に伴い、サイトを再構築することになりますことから、一定期間サイトを停止することになりますが、新年度速やかに移行できるよう進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 そのほか、執行部からございますか。

（「特にございません」との声あり）

○吉田（千）委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 それでは、執行部の皆様は、退席していただいて結構です。ありがとうございました。お疲れ様でした。暫時休憩といたします。午後2時10分再開といたします。

（総務部・議会事務局退席）

（休憩 午後1時4分）

（再開 午後2時10分）

（市民生活部入室）

○吉田（千）委員長 それでは、市民生活部の案件について、協議を行います。市民生活部資料に基づきまして、資料①ア令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）（案）協働のまちづくり推進事業について、執行部より説明を願います。

○佐野市民活動課長 資料①のア令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）（案）協働のまちづくり推進事業について、御説明いたします。はじめに、1の今回の補正の理由ですが、茨城県の事業である提案型共助社会づくり支援事業につきましては、地域の喫緊の課題解決に向けた取組を実施するNPOや企業等に対し、県と市がそれぞれ対象事業費の3分の1を助成するものですが、期限内に申請がなかったことから、減額補

正をお願いするものです。つづきまして、2の補正予算額です。歳入が、事業の財源であります、20款繰入金、2項基金繰入金、4目、1節協働のまちづくり基金繰入金、166万6,000円減額し、歳出が、2款総務費、1項総務管理費、12目地区コミュニティ活動推進事業費、18節負担金補助及び交付金、166万6,000円を減額補正するものです。つづきまして、3の補正予算の内容についてですが、提案型共助社会づくり支援事業の助成金、166万6,000円全額を減額補正するものです。市民活動課からの説明につきましては、以上でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 私のほうから1点だけ。減額補正ということで、これは了承なんですけど、今までの申請がなかったということはあったんでしょうか。

○佐野市民活動課長 令和4年度につきましては、茨城県全体で8件の事業が採択されておりますが、土浦市におきましては、これまで、申請はございません。以上です。

○吉田(千)委員長 つぎに、資料①イ令和4年度土浦市一般会計補正予算(第12回)(案)、汚泥再生処理センター維持管理事業、ごみ焼却施設維持管理事業、管理型最終処分場維持管理事業について、説明を願います。

○羽成環境衛生課長 令和4年度土浦市一般会計補正予算(第12回)(案)について、御説明いたします。令和4年度土浦市一般会計補正予算(第12回)(案)については、施設維持管理事業で汚泥再生処理センター、清掃センター、一般廃棄物最終処分場の3施設における光熱水費の補正増となっております。補正理由ですが、電気料金などのエネルギー価格につきましては、昨今のウクライナ情勢を背景とした原油・液化天然ガス等の燃料価格の高騰や、円安の進行に伴う物価上昇などの影響を受けまして、価格高騰が長期化している状況でございます。当然のことながら、各施設とも節電対策に努めてはいますが、今後も電気料金の上昇が見込まれる中で、当初予算が大幅に不足してきますことから、その不足分の増額計上をさせていただくものでございます。電気使用量につきましては、3の年度別の使用量及び料金を御覧いただくと分かりますように、各施設とも大きな増減なく推移する見込みです。電気料金上昇の直接的な要因としましては、電気料金に含まれる燃料費調整額、これは電気を作るための原油や液化天然ガスなどの燃料価格の変動に応じて、毎月調整を行う仕組みでございますが、こちらの調整額が今年11月時点では、4月時に比べ約4.3倍と大きく値上がりしていることによるものでございます。つきましては、このたび予算不足が見込まれる4款衛生費、3項清掃費に係る各事業、汚泥再生処理センター分190万1,000円、清掃センター分5,377万2,000円、一般廃棄物最終処分場分597万4,000円について、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○海老原委員 この数字については、特にないんですが、3施設とも電気以外は使っていないの。

○羽成環境衛生課長 清掃センター等につきましては、重油なども使ってはおりますが、

大きな不足が生じるものについては、この電気量ということになってございます。以上でございます。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」との声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料①ウ令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）

（案）汚泥再生処理センター維持管理事業に係る債務負担行為の設定について、説明を願います。

○羽成環境衛生課長 令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）（案）汚泥再生処理センター維持管理事業について、御説明いたします。こちらは、汚泥再生処理センターの長期包括的運営管理業務委託導入に伴う債務負担行為でございます。債務負担行為の理由ですが、汚泥再生処理センターにおきまして長期包括的運営管理業務を導入するに当たり、本年度から令和9年度まで、予定期間の委託契約に伴う債務負担行為の限度額設定をお願いするものでございます。補正予算額は、4款衛生費、3項清掃費、4目汚泥再生処理センター費におきまして、予定期間中5年間の総額で、5億5,778万5,000円を計上させていただいています。年度別の内訳につきましては、各年度1億1,155万7,000円とするものです。なお、今年度は、運営準備期間となりますことから、ゼロ債務としています。業務内容につきましては、これまで御説明してまいりましたように、安定的な施設継続を確保しつつ、施設の予防保全や長寿命化などの観点から効率的・効果的な施設運営を行えますよう、民間事業者の技術や能力、創意工夫を活用しまして、施設の搬入管理、運転管理をはじめ、保守管理から修繕、薬品や用役の調達に至るまで、施設運営に係る関連業務を一括して委託するものでして、10月末にプロポーザル選定委員会における事業者のプレゼンテーションとヒアリングが行われ、クボタ環境エンジニアリング（株）が受託候補者として選定されたところでございます。今後の事業スケジュールにつきましては、債務負担行為の議決をいただきましたのちに受託候補者との契約を行いまして、4月からの業務開始に向けた準備を進めてまいりたいと考えています。説明については、以上でございます。よろしく御願いいたします。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」との声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料①エ令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）

（案）新治地区公民館管理運営事業について、説明を願います。

○佐野市民活動課長 令和4年度土浦市一般会計補正予算（第12回）（案）新治地区公民館管理運営事業について、御説明いたします。はじめに、1の今回の補正の理由ですが、新治地区公民館におきましては、電力価格の継続的な高騰により、令和5年1月分の電気料から予算額が不足するものと見込まれるため、需用費の増額補正をお願いするものです。つづきまして、2の補正予算額及び3の補正予算の内容ですが、歳出につきましては、9款教育費、4項社会教育費、6目公民館費、10節需用費の光熱水費の電気料を72万5,000円の増額補正をお願いするものです。市民活動課からの説明につきましては、以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」との声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、専決処分等の報告について、資料②令和4年度土浦市一般会計補正予算（第11回）の専決処分について、説明を願います。

○羽成市民課長 令和4年度土浦市一般会計補正予算（第11回）の専決処分について、御説明いたします。補正理由は、マイナポイント第2弾のマイナンバーカード申請期限が本年12月末となっており、マイナポイントの申請期限も令和5年2月末日と期限が迫っております。さらに、本市独自のマイナポイントも12月から開始される予定です。また、国から現在使われております健康保険証が、2024年の秋に廃止となり、マイナンバーカードに一本化されることが決定し、さらに、運転免許証についても2024年度末から前倒しする方針が示されました。このことにより、マイナンバーカードの申請が増加しており、カードの交付に伴う業務の遅滞が懸念されます。つきましては、マイナンバーカード業務の専任の会計年度任用職員を雇用することで、マイナンバーカード専用窓口を増設し、業務の円滑化及び窓口の混雑緩和を図るため、予算額の増額補正を行ったものでございます。つぎに、専決処分の理由でございますが、令和4年10月13日に国からマイナンバーカードと健康保険証、運転免許証の一体化が発表され、市民のマイナンバーカード申請が急増し、速やかに対応する必要があったためでございます。補正予算額は、歳出が2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民台帳費で、報酬295万2,000円、旅費14万2,000円で合計309万4,000円を増額補正を行いました。財源は、国庫補助金の社会保障・税番号システム整備補助金が該当となり、補助率は10分の10でございます。専決日は令和4年11月11日でございます。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○今野委員 これは専決ということで、人員はもう増えたということによろしいのでしょうか。今現在は増えているということによろしいのでしょうか。

○羽成市民課長 11月11日に専決させていただいた後、ハローワーク、市のホームページ等で公募しております。12月1日から、1名の会計年度任用職員の採用が決まっております。今現在も募集中でございます。

○今野委員 今の状況を見ると、ものすごく混雑してまして、人員も、またスペースもかなり大幅に広げていかないと対応できないと思うんですが、応募が少ない点については、どのようにお考えですか。

○羽成市民課長 市民課といたしましては、窓口の場所の確保ということで、1階のスペースと、エレベーター脇のスペースをお借りしまして、待機場所という形で対応しております。また、職員の増員につきましても、POSレジスターの差金がございます、そちらの差金を活用しまして、派遣職員業務の入札を12月1日に行う予定でございます。そちらで、3名の増員を計画しております。また、11月19日から土曜日にも窓口開庁を行っております、こちらは予約をさせていただいて、マイナンバーカードの交付に対応しております。日曜日につきましては、現在10名の職員で対応しておりますが、

職員を11名に増やしております。また、職員についても毎日9時まで残業を行っております。既にマイナンバーカードの申請をいただいた方への交付のためのはがきを発送しているところですが、ピークであった9月末の申請に対する処理が大体終わっている状況でございます、その時の方が窓口でカードを受け取りに集まっているような状況でございます。以上でございます。

○今野委員 1番大変なのは市の職員、2番目が待たされる市民の皆様ですよね。ですので、もっとたくさん機器を揃えとか、人員を増やすとか。これから12月を迎えて大変だと思いますので、頑張ってください。

○吉田(千)委員長 駐車場の関係で、来庁された方の駐車場というのは、もちろんウララ駐車場と、それから、東西の駐車場も無料は大丈夫なのでしょうか。

○羽成市民課長 駐車券につきましては、待ち時間も含めて無料化いたしております。

○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 つぎに、その他の報告事項に移ります。資料③台南市との交流について、説明を願います。

○佐野市民活動課長 市民活動課からは、台湾の台南市との交流について、御説明させていただきます。本市におきましては、本年度から10年間のまちづくりの指針となる第9次土浦市総合計画を策定し、本計画に沿った施策及び事業の着実な推進を進めているところでございます。そのような中、本年2月に、コロナ禍のため、オンラインでの開催とはなりましたが、本市において第3回全国シクロサミットが開催され、台湾観光局東京事務所の陳副所長が、台湾の自転車環境、サイクルツーリズムについて講演され、台湾ではサイクルツーリズムに非常に力を入れているとのことでした。また、台湾では、2021年を自転車旅行年と定め、台湾のサイクリングを世界に向けてアピールしているとの話もあり、2020年にはサイクリング7大路線の環境整備も実施しているとのことでした。そのようなことから、台湾について様々な角度から調べてみたところ、台湾の台南市が、自転車・レンコン・花火という本市で最も力を入れている事業との共通点を多く持っている都市であることが分かり、両市で共通する分野で何か交流ができないかと考えたところでございます。そして、台湾の日本における窓口を調べたところ、大使館や領事館の役割を果たしている台北駐日経済文化代表処が日本における台湾との外交の窓口機関であることがわかり、同代表処に連絡し、友好交流について相談及び台南市の意向等について確認いただくことにしたものでございます。それでは、サイドブックの資料に基づきまして、はじめに、台南市の概要等につきまして御説明させていただきます。1の台南市の概要について御覧ください。台南市は人口約189万人、右の地図にもございますとおり、台湾の南西部に位置し、熱帯気候に属し、四季を通じて暖かく、年間平均気温は24.1度となっております。また、台南市は台湾で最も早く開けた地区のひとつであり、台湾発祥の地とされ、多くの史跡が保存されており、台湾の京都とも呼ばれており、一方で現代的な都市景観も併存しており、歴史と現代文化の入り混じった観光都市です。つぎに、茨城からの空路ですが、12月31日までは運休

中となっておりますが、茨城空港から台湾の北にある台北まで、日曜日と木曜日の週に2便が就航しており、約2時間半のフライトとなります。そして台北から台南市までは新幹線で約2時間となっております。また、成田からは台南市の南に位置する高雄まで、毎日4便が就航しており、高雄から台南までは鉄道で約1時間となっております。つきまして、今後交流等が期待できる分野について御説明させていただきます。五つほどございますが、まず、自転車に関するものがございます。台湾国内には世界シェア第2位のジャイアント、第5位のメリダなど、複数の世界的な自転車メーカーがあり、全土的にも自転車への意識が非常に高く、台南市におきましては、台湾のサイクリング7大路線の一つである、全長80キロのシラヤサイクリングコースがございます。二つ目は、レンコンがございます。台南市の白河区はレンコンの生産が盛んで、蓮郷とも呼ばれており、毎年11月頃にレンコンフェスティバルも開催されております。つぎに、三つ目は、花火です。日本でいう小正月を祝う花火のイベントがあり、厄落としを目的に、例年2月の月上旬、2日間にわたり100万発を超えるロケット花火や爆竹を鳴らすイベントが開催されております。四つ目は産業です。本市には数多くの工業団地がございますが、台湾は半導体生産における受託生産は世界シェアの7割を占めており、世界1位の台湾積体回路製造、通称TSMCは、シェアが50パーセント以上となっております。なお、茨城県においては、台湾に向けて輸出拡大や観光誘客を目的に、過去最大規模のプロモーションを8月から実施しているところでございます。最後、五つ目はスポーツです。スポーツの中でも、野球は台湾国内で非常に人気の高いスポーツで、一般的に台湾の国技と考えられており、友好都市の一つである山形市においては、中学校間の野球交流を実施しております。また、卓球やバドミントンと国際的に強い存在感を示している歴史がございます。このように様々な分野での国際交流は、双方の都市に文化的、行政的、経済的な効果をもたらす手段であり、先ほど御説明いたしました双方の都市に自転車、レンコン、花火等の共通点がある場合は、よりその効果は高まることが期待されます。そのようなことから、当市と資源面での共通点に着目し、これまでのパロアルト市、フリードリッヒスハーフェン市とは異なるタイプの国際交流を行うもので、提携の形態といたしましては、友好交流協定を想定しております。なお、日本における窓口である台北駐日経済文化代表処担当者からは、台南市からは提携について前向きな返事をいただいている旨の連絡がございました。今回の台南市との提携について、皆様からの御意見等をいただくとともに、御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。市民活動課からの説明につきましては以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○今野委員 進めていただきたいと思います。非常にいい話だと思います。地理的にも近いですし、こんなに共通点もあるということで。来年の1月からの予定ですか。茨城空港からの飛行機の便は。

○佐野市民活動課長 茨城空港からの便については、ホームページ等ではまだ示されていない状況です。

○今野委員長 いずれにしても、また再開されると思いますので、本当に近くて、イン

バウンドも見込めるし、いい話だと思います。頑張ってください。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料④男女共同参画・市民協働フェスティバルについて、説明を願います。

○佐野市民活動課長 男女共同参画・市民協働フェスティバルについて、御説明いたします。市民活動課では、令和元年度まで、男女共同参画フェスティバルと協働のまちづくりシンポジウムをそれぞれ開催していましたが、令和2年度からは、双方の意識を高め、推進していこうという目的から、合同で開催しているものでございます。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止。令和3年度はオンラインでの講演会の視聴のみとなりました。今年度につきましては、チラシにも記載のとおり、令和5年1月28日の土曜日、午前9時30分から、茨城県県南生涯学習センターにおいて、地域に密着した多世代・多様な共生のまちづくりと題し、基調講演やパネルトーク等を実施する予定となっております。総務市民委員会の委員の皆様には、後ほど招待状をお送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。なお、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、急きょ中止になる場合もございますので、その際は、改めて御連絡させていただきます。市民活動課からの説明につきましては、以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑤第2期土浦市空家等対策計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について、説明を願います。

○坂本生活安全課長 生活安全課から、第2期土浦市空家等対策計画改定に係るパブリック・コメントの実施について、御説明いたします。土浦市空家等対策計画は、本市の空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための考え方を示すもので、空家等の発生抑制、管理不全状態空家等の防止、解消などに対する各施策を定めたものです。本計画に基づき、市民や事業者、関係団体と連携を図りながら対策を推進するため、平成30年度に策定したもので、今年度末で計画期間が満了を迎えます。今回の改定は、大きな方向性は変わりませんが、国が示したガイドラインや空家所有者意向調査等を参考に計画期間内の具体的目標値を定めた、第2期土浦市空家等対策計画の改定案ができ上がりましたので、パブリック・コメントを実施し、市民の皆様から広く意見を募集するものです。対策計画の概要については、2ページ目に掲載させていただきましたので、後程御覧いただければと思います。パブリック・コメントの実施期間は、12月14日から来年1月13日の31日間で、意見の提出方法は回答用紙での提出とWebによる回答の提出ができるものでございます。なお、委員の皆様には計画ができましたら、完成したものを改めて御報告させていただきます。説明は以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑥特定空家等の行政代執行について、説明を願います。

○坂本生活安全課長 生活安全課から特定空家等の行政代執行について、御説明いたします。1の事業の概要といたしましては、本市藤沢地内にあります特定空家につきまして、再三にわたる勧告書や命令書の通知を行い、危険な状態の空家の改善を促してきましたが、一向に応じず、建屋全体が大きくゆがみ、屋根の崩落も進行し、このままでは道路側に崩落する危険性が出てきたことから、空家等対策特別措置法第14条第9項に基づき、行政代執行による建屋の解体撤去工事を実施するものです。2の事業内容としまして、特定空家の所在は、藤沢1544で担い手センターの隣にある木造瓦葺平屋建、建築面積78.2㎡の建物になります。事業の実施時期等としまして、先週入札により株式会社阿部工業に決定いたしました。来月に地元地区長や近隣住民に工事の周知を行い、来年1月に代執行を実施する予定となっております。3の予算措置としまして、当該事業は事業費の40パーセントが国の補助事業となっておりますので、歳入として、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で当初予算額で96万円を見込み、歳出として、2款総務費、1項総務管理費、16目空家対策費で240万円の支出を見込んでおります。議員の皆様には、解体撤去工事開始日時等の詳細が決定しましたらば、改めて御通知させていただきますので、よろしく願いいたします。説明は以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○久松委員 代執行は、これで何件目ですか。

○坂本生活安全課長 昨年略式の代執行をやりましたので、2件目となります。

○今野委員 これは、何度も持ち主の方をお願いしたけれど、だめだったということでしたよね。かかった経費に関しては、今後も持ち主にはどのような方法で対応していくんですか。

○坂本生活安全課長 代執行後は、所有者に対しまして、代執行の費用の請求を行っていくことになるんですが、再三の勧告等で対応してもらえなかった結果、代執行になったというような案件ですので、当然スムーズに事が進むというようなことは考えにくい状況なのですが、代執行を行ったことによりまして、所有者の財産調査や強制徴収といったことも行えるようになりますので、物件に対しまして、差し押さえとかそういったものも行えるようになります。色々な手段を講じまして、費用の方も徴収に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○今野委員 ちょっと言葉を悪くして言えば、逃げ得になるということは、抑止されているということで、法律的に何か罰則があるとかそういうことではないということですね。

○坂本生活安全課長 委員のおっしゃるとおりでして、国税徴収法の下において、同じように徴収ができますので、銀行の預金調査から給与の差し押さえなど、そういったものまでできるようになりますので、そういったところで駆使しながら、請求していきたいと考えております。以上でございます。

○今野委員 持ち主の方に色々とお知らせしているときに、そういうことも通知しているんですか。そういうことがありますよというのを。

○坂本生活安全課長 当然勧告書等で通知はしております。実際にこの方、埼玉県に住んでいるんですが、そちらまで行ったんですが、会えなかったもので、そういったものの文書は投函してまいりました。

○今野委員 対応をしないと、こういうことがありますよということもきちりとお伝えしないと、逃げたほうがいいんだと思われぬように、その辺もこれから周知していただければと思います。

○久松委員 1件目の費用徴収は、どういうふうになったんですか。

○坂本生活安全課長 1件目の略式代執行というのは、所有者がいない案件の代執行でしたので、こちらのほうは費用の徴収というのとはできておりません。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑦家庭系ごみの収集方法等の変更について、説明をお願いします。

○羽成環境衛生課長 家庭系ごみの収集方法等の変更内容につきまして、御説明申し上げます。本市のごみ処理の状況につきましては、新治地区におきまして、合併後も引き続き、環境クリーンセンターで処理が行われていりましたが、令和2年度からは、土浦地区と同様に、土浦市清掃センターでの処理に変更しているものです。しかしながら、新治地区での収集や運搬などにつきましては、その後も土浦地区と異なった方法のまま行われてきておりまして、未だ市内のごみ収集方法等が統一されていないことから、現行体制の見直しが課題となっている状況でございます。そのような状況を踏まえ、3月に策定しました第3次土浦市ごみ処理基本計画におきましては、ごみ収集・運搬体制の合理化、効率化の推進を基本目標に掲げ、土浦地区と新治地区のごみの収集方法などの違いをなくすこととしました。この違いをなくすことは、今後の製品プラ一括回収などに伴う分別見直しの課題や、将来的なゴミ処理施設の在り方など土浦市のごみ処理の方向性を議論していく上で、大変重要になってくるものと考えています。つきましては、市内各地区におけるごみの集積場所や収集回数などの統一化を図りますとともに、業務の契約形態を見直すことで、効率的かつ効果的な収集・運搬体制を構築してまいりたいと存じます。具体的には、表に記載したような変更を行うものでございます。御覧のような収集・運搬業務がありますが、土浦地区と新治地区を比べて見ていただくと分かりますように、新治地区では、集積場所に関して、本来、可燃集積場に出すべき容器包装プラスチックが地区によっては資源集積場に、また、資源集積場に出すべき缶やビンが可燃集積場に出されていたり、乾電池については、公民館での拠点回収となっております。また、収集回数などにつきましては、燃やせないごみ、粗大ごみが月2回と土浦地区に比べ回数が少なかったり、資源物の紙類やビンにおいては、複雑な分別品目・収集曜日設定となっております。市民の利便性も悪く、収集業者の負担にもなっています。変更後は、市域全体の収集・運搬を表右側太枠のとおり改めまして、利便性向上と業務の

効率化を図りますとともに、業務の契約形態につきましても見直しを行ってまいりたいと存じます。これまで、新治地区の業務につきましては、地区内を二つのエリア、藤沢地区と斗利出・山ノ荘地区に分けて、それぞれのエリアごとに二つの業者が契約を行っておりまして、(1)燃やせるごみ・生ごみから(5)資源物まで、全ての収集運搬をそれぞれが行っていましたが、(4)「粗大ごみ」や(5)資源物のうち、①ペットボトル、⑦廃蛍光管につきましては、土浦地区と同様に別契約とし、契約期間等につきましても、これまで単年度の随意契約としていたところを土浦地区と同様3年間の長期継続契約としてまいります。なお、長期継続契約につきましては、今年度契約期間が満了となり、更新時期を迎えますことから、来月に指名競争入札を行う予定となっております。今後のスケジュールですが、この度の収集方法等の変更に伴い、市民の皆様には、広報紙や市のSNSなどを通じまして広く周知を図りますとともに、変更が生じる地区に対しては、地区長の方へも直接説明に伺うなどし、混乱が生じないよう十分に努めてまいります。さらに、冊子等につきましても新たなものの作成・配布を行い、来年4月から新たな収集・運搬体制を開始してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 そのほか、市民生活部からございますか。

（「ございません」という声あり）

○吉田（千）委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。